天下統一と高槻

第一節 織田政権下の高槻

飯盛城・ 内地方進出を阻止しようと三好三人衆は山城西部の西岡勝龍寺城に拠ってまず喰いとめ、摂津芥川城・ 郷・賀茂六郷・大山崎やさらに有力寺社などに禁制を発して、支配の基盤固めをおこなっている。信長の畿 を軍大将とし、 (六角)は伊賀国に逃げ、近江国の武士で信長に降ったものは多かった。下旬に信長は細川藤孝・和田 織田信長の Л 入城 同高屋城などを抱えて抵抗を試みようとした[m九O]。 観音寺城に攻撃をかけ、中旬に同城は落ちた。近江国でながく支配権をふるっていた佐 永禄十一(一五六八)年九月上旬、織田信長軍は近江国に進攻し、佐々木 (六角)氏の拠る山城 将軍足利義昭を擁して山城に入り、清水寺に陣した[四八九]。同九月に、京都上京や山城吉田 々木 河内 惟 政

昭元・三好長逸らは脱出逃亡した[中世]]。 二十九日芥川城落城説は『言継卿記』・『細川両家記』によった

翌二十九日に信長は天神馬場に陣を進め総攻撃に移った。そしてその日の夕方に落城し、

場に放火し、

芥川城には細川昭元・三好長逸・三好下野入道らがたてこもっていたが、九月二十八日には先陣が芥川

217 織田信長禁制(離宮八幡宮文書)

件を忠実に記していることから『言継卿記』がもっとも信用さている[phtm]。諸説にわかれているが、当時の日々刻々の事域に放置したまま、十月一日の夜三好長逸が脱城したと述べ域に放置したまま、十月一日の夜三好長逸が脱城したと述べ三十日説[中世四九二]、『信長公記』・『安土日記』は十八日落城説をとり[中世四九二]、『信長公記』・『安土日記』は十八日落城説をとり[中世四九二]、『信長公記』・『年代記抄節』は二もので、[中世四九〇]『永禄以来年代記』・『年代記抄節』は二

れる内容のものと判断し、二十九日説をとっておこう。芥川

織田信長は三十日に芥川城に入った。入江氏の拠る高槻城落城と同日に富田寺内外も信長に服したのである[吽世]]。

越後の武将長尾景虎(上杉謙信)をたより、これに仕致して厚遇をうけたという[穴参考]。 め信濃の故国を追われ、弓馬などの武芸道指南のため一五年間も芥川城にいた小笠原長時もこの時に没落し、 あげたが、和泉国などにとどまるものもいた。武田信玄のた

びいていったのである。三好勢の大半は故国の阿波国にひきぎつぎに落ち、畿内地方はその大半が信長の武威のまえにな

も開城し、摂津・河内両国内の三好勢がおさえていた城もつ

赦免され本領が安堵された謝礼のため、また 京都の貴族などが挨拶のため つぎつぎと歩を運んだ。『言継卿 芥川城にいた織田信長のもとへ、十月一、二日頃から、信長に敵対しついに降服した摂津国の武士たちが

季治

畠山

一高政・松永久秀・池田勝正、

四日に飛鳥井雅 九日に

教

五.

には烏丸光康・同光宣父子、

正親町実彦、

は日野輝資、

日に飛鳥井雅教(二度目)などである[五〇二]。

記

によると貴族・武将たちで芥川にきたものは、



写218 高屋城跡

う[四九四]。『今井宗久茶湯書抜』

によると宗久所持

の コ

松島

斖

子

を献じたといい、信長の芥川逗留十四日間は、門

前市をなし

た

宗久は名物

「松島壷」を持ち、

やはり堺の武野紹鷗は名物

また堺豪

商

今

井 +

今井宗久が勝訴したことを松永久秀に伝えている。これは信長へ献上の茶壺について 十一年十一月、 和田惟政は今井宗久と武野紹鷗の子息新五郎宗瓦

紹鷗の息宗瓦の両茶匠が芥川に来たことは間違いなかろう。

川において「松島壷」献上の有無はさだかでないにしても、宗久、

井友閑によって「信長様御覧」のため召し上げられたという。芥

は永禄十三年四月朔日、信長のもとで堺支配に当っていた松

両名は義理の兄弟でありながら並び立たなかったらしい。

との間

の

訴訟を扱

対立抗争ではなか

ったかといわれ、

このなくのことであったと思われる。 長は芥川に逗留中、 城主となっ たのである 摂津国支配を和田惟政・ 四九八。 信長は十四日に芥川を離れて京都に入り、 また堺豪商今井宗久を御料所五百住の代官に任命 伊丹親興 池 田 勝正の三将に委ねることを決め、 六条本国寺に本営をおいた ί たの もこれ 和 田 から 惟 政

間 が 7.芥川

三日には竹内

支配の要となったのである。

を発ち、

河内出口、

山城の東福寺に出陣し、

その年の暮、

和泉地方にいた三好党が蜂起し、

川藤賢・三渕藤英などが守備にあたったが、寡兵であった。そこで摂津国の伊丹・池田などに支援を求めたが

五日には足利義昭の

いた六条本圀寺攻撃に向った。

義昭勢は細

家原城を落し、

翌永禄十二年正月には

万余騎を率

て

堺

信長の京

都

摂

津

のである[中世五〇七]。

五月、 とき側近であった細川藤孝は朝倉義景とはかって、覚慶を脱出さ 上洛計画が進められることになったが、その時に和田惟政はもう であった。この覚慶が還俗して足利義秋(昭) となる ので あ せることに成功して、まず移ったのがこの和田惟政 た奈良興福寺一乗院門跡覚慶も幽閉される事件がおこった。この の信長のもとに住来していた。 『足利義昭』。 そして和田惟政は義秋の使者として尾張・美濃在奥野高広 』。 そして和田惟政は義秋の使者として尾張・美濃在 芥川城主和田 政の動 将軍足利義輝が三好・松永らに暗殺され、 向 の出身であるといわれる。 永禄十一年にはいり、 永禄八 (一五六五) 年 義輝の弟であ 族のところ 織田信長の 住

陣として戦功をあげ、芥川城主としての重要な地位につき、 信長の武将同然の動きをとっていたのである。 和田惟政は近江国甲賀郡油日村 彼は信長入洛の先 (現滋賀県甲賀町) 京都の市政にもあづかって、



六条本圀寺跡 (京都市下京区烏丸六条)



油日神社(滋賀県甲賀郡甲賀町) 写220

剛の者よ」と賞されたという[五一]。六日に桂川・西岡辺

上ったが、後続の味方の到着を待っていては本圀寺危ら しとみて、単騎で六条本圀寺に馳け入り敵味方から「大

であった[・五]〇]。

一方和田惟政はいち早く西岡まで

郡西岡の向日明神の近くに出て桂川辺で陣に加わったの

古曽部の山に陣をとり、

夜中に忍成寺越えで山城国乙訓(頂カ)

芥川城と二城を預かることになった。 和田惟政がキリシタンに理解を示すようになったのは永禄七年の頃であったが、芥川城主であった時の永 世人は入江氏の行動に対して「不覚だ」と評したという。ここで和田氏は高槻城をも手にいれ 信長は烏丸家領であった上牧の地を安堵している[・エローピ]。 名族入江氏の武士としての地位はこれで絶たれることに

入れたが許されず断罪に処せられた[中世五〇九・五一六]。 江は敗北の側に立ったことになり、上洛した信長に詫を 急拠西下したが、 六条本圀寺に着いたのは九日の朝であ

で決戦が展開され三好方は敗北した。信長が支援のため

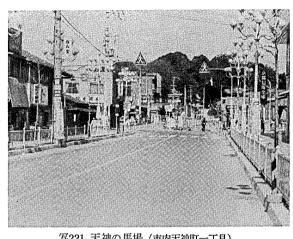
った。だがもうその時には勝敗は決っていた。高槻城主入

高槻城の入江氏が三好方に味方し、西国街道を塞いだた 東上は思うにまかせなかった。そこで彼らは安満

高山ダリ

の宿所を訪ね、 3 はロ

建築現場でフロイスは信長へのお目通りがかない、また足利義昭との謁見も実現し、三月には接収されてい



写221 天神の馬場 (市内天神町-

を踏むことができたのであるが、 信長の目通りが実現するよう努力すると約している。それは案外に早く実現した。二条城の レンソとともに妙蓮寺にい 京都のキリ た和田惟政にフロイス入京を報じ、 ·シタン信徒たちは高山氏とその兵士の労をねぎらった[五]〇]。 たのである。そして二十八日フロイスは四年ぶりに京都の土 翌二十九日、 惟政はフロイ ス

降雨を恐れて、高山氏の居城芥川城に入り、一夜の歓を尽し

京都まで同行する予定で待ちかまえていたが、

天候が 悪化し

には高山氏とその兵士がフロイス一行を護衛し荷物をもって

寺内に宿泊できず僧院外の旅館に泊った。翌日、

天神の馬場

西方の富田寺内町に到着した。しかし当時疫病流行中のため

・シタン暦で三月二十六日であったが、その日の午後芥川

禄十二年春、 の許可状を和田氏から托されてルイス・フロイスの許に持参 ルイス・フロイスに京都居住の許可を与え、こ

堺の信徒日比屋了珪の許をはなれて京都の住居に移るが、

右近の父ダリヨであったろう[五|九]。これを機にフロ したのが和田氏の家臣となっていた高山氏であった。これ

イスは 高

は

山氏は護衛の武士を堺まで派遣している。

堺を立ったのは

丰

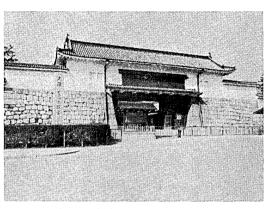
力は大変なものであった[有道『高山右近』]。

十五日付で義昭の制札が下附された。

この間、

和田惟政の努

しかし禁裹に出入していた朝山日乗らの画策により四月二十



守をうかがって、日乗の迫害が激しくなった。 備 ま病床にあった惟政は将軍にキリシタン保護を訴え**、**天主堂に 脚を運んで和田惟政の支援を依頼し、 日にキリシタン追放の綸旨が将軍足利義昭に達せられた。 国にまでゆき信長に保護を訴え、信長の支持をとりつけることに 長側近に保護と支援を訴える手紙を送っている。 のための兵士を派遣したりしたが、 惟政が芥川にひきあげた留 惟政は日乗・ ロレンソは高槻 フロイスは美濃 将軍義昭・ たまた 信

長に没収され、 に讒訴するにいたっ にしても和田は二○○人の家臣とともに、 イスの判断では、この謹慎中に和田惟政のキリスト教への接近がいっそう深まったようである。いずれ 惟政は芥川城で謹慎せざるをえなかった「高山右近」」 た。 惟政は弁明のために岐卓まで赴いたが効なく失脚を余儀なくされ、 剃髪をして閉居せざるをえなかったのである[五三七]。 成功したが、 日乗は公家万里小路惟房と計って、 六月のことであったという。 甲賀の本領は信 和田惟政を信長 ル イス

フロ

た天主堂が返還され、四月八日付で布教・居住許可の信長の朱印

興と同地の名主百姓とにあてて二通の指令を発している。永禄十二年八月八日のことである。伊丹親興に対 く円滑にすべり出したようである。 思われるが現在その所在を明らかにしない。 た。今井宗久の知行地は富田分と記され、その農民は梶島名主百姓とある。この梶島は富田分内の一地名と もし伊丹氏などに年貢を納入するなどのことがあれば、二重の負担となることを覚悟せよというものであ 明をするという厳しいものであり、名主百姓に対しては、伊丹氏と相変らず関係をもつことはならないし、 してのものは富田分の支配を速かに今井宗久に渡せ、もし相変らず伊丹親興が支配を続行しようとすれば糺 ことになった。すなわち織田信長の老臣丹羽五郎左衛門長秀(のち惟住の姓が与えられた)は、兵庫助伊 丹 今井 一百住代官 宗久と 和田惟政が織田信長の叱責をかって高槻で謹慎の身にあった頃、堺豪商であった今井宗久は 信長の腹臣の一人となり、高槻市域内にある富田五百住の代官に登用され、その支配に当る 富田内梶島に対する今井宗久の支配は伊丹氏や農民の抵抗もな 親

うけた今井宗久は八月二十二日付で朝山日乗に書状を送って、梶島村はまことに規模の小さい て禁裏修復工事をおこなわせていた。その工事のための夫役が日乗から梶島に課せられてきた。この賦課を 来と思われる林二介を又代官として現地に遣わせようとした。しかし、すでに林二介が年貢収納のため現地 末にそれまで和田惟政が代官であった御料所(室町幕府のものか) て、少しの年貢公納なども不可能なところであるから、迷惑至極に思っているし免除して欲しいと伝えてい 今井宗久が富田知行に乗り出すまえ、 以後この件について記録のないところをみると、禁裏造営役は免除されたものと思われる。 永禄十二年五月頃から、 五百住の代官職が与えられ、 織田信長は朝山日乗と村井貞勝を奉行に 今井宗久は 在 そして八月 所 であっ

和田惟政より任ぜられたものだと反論している。

の 競望することがあった。今井宗久はこの代官職は織田信長 政よりの意向を受けたと称してこの五百住御料所分代官職 調査(内検)を実施していた時に、北又右なる人物が和田

槻近辺の行政に若干関与していたことは明らかであり、 攻撃しているが、そこに和田惟政は見当らない。 月初旬にかけて、 の身とはいっても軽いものであったと思われる。 久の富田 後どのような経過を辿ったかは明らかでない。 政は高槻に謹慎の身であったが、この八月・ |梶島・ 五百住に関する書札をみる限りでは、 織田信長が伊勢国司北畠具教・ 九月頃の今井宗 この頃和田 具房父子を 八月から十 なお高

和田 免と戦功 I惟政 っ の 将軍足利義昭に伊勢平定の様子を報告したの 織田信長は伊勢平定ののち、 旦. 上 一洛 L て

て兵を率いることを命じ、

をよそに、

信長は和田惟政に見参を許して赦免を与え、武将の面前で衣服を贈り、

髪を蓄え信長の武将とし

大方の危惧

和田惟政は信長からの謹慎の命を自から破って京都に現われた。

四万俵の扶持を与えたという[中世]。

かったのである。それより先、

十月中旬には岐阜に帰った。しかし翌永禄十三年二月末にはふたたび上洛し、 これがそ 惟 北陸攻めの準備にとりか

写223 小寺池から西五百住旧村を望む(市内西五百住町)

招提敬応寺 (枚方市招提) 和田惟政が戦場に登場するのは、

た春日神社に掲げている [六参考]。むしろ摂津の要衡高槻にいて 西に備えていたと考えられるのである。

陣を伝えるものはなく、それどころか彼は元亀元年六月二十八日付の軍中禁制を現在の豊中市小曽根にあっ て奮戦したと報じているが、それはフロイスの誤報であり、『信長公記』ほか、わが国の史料に和田惟政の参 日

(日本暦)

の京都発信の書状のなかで、

和田惟政が信長軍のなかでももっとも強大な武将で総司令官とし

ルイス・フロイスは同年六月二十八

また

六月中旬には近江浅井氏を攻撃し、著名な姉川合戦でこれに勝利した。

四月二十三日に永禄が元亀と改元されたが、その直前に信長は越前朝倉攻撃のために北陸に向った。

あったという[五二九]。この野田・福島の合戦の時、 衆の軍勢が五、 えたのである。 の陣する野田・福島に攻撃をかけ、信長自身は天王寺に本営を構 信長は軍を摂津にすすめるため、八月二十五日に京都下京の宿所 井氏らと呼応して摂津野田・ たる本能寺を発ち、その日のうちに河内枚方の寺内である招提道 いてである。 (のち敬応寺となる) に着いた。そして翌二十六日に三好三人衆 すなわち摂津で勢力を保っていた三好三人衆は、 『言継卿記』が伝えるところによれば、三好三 人 六千であるのに対して、信長の軍勢は二、三万で 福島 (現大阪市福島区) で挙兵した。 同年秋の本願寺との戦 和田惟政は三 いいに お

好義継 将軍足利義昭も細川藤賢の拠る摂津中島に出陣して、 松永久秀・伊丹親興らとともに天満の森に布陣している。 信長方優勢にみえた。 野田城にいた三好政康 九月八日には 三好政勝らは 和 田惟 政

池田に攻撃をかけ同地の市場に放火して、敵陣を混乱させるなどの行動にでている。

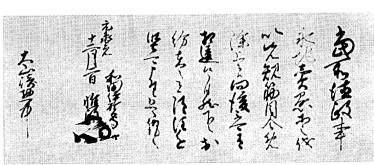
は、 政は高槻の城を固めたのである。 もに後陣を承わっている。 十三日に京都の確保のため摂津からの撤兵を開始[『信長公記』 『陰徳太平記』)、この時、 の山科 州を主とした一揆衆が北上し、遠里小野・住吉・天王寺に陣を進め、十二日から十三日にかけて、 人衆・本願寺顕如に呼応して、北近江では浅井長政・朝倉義景が挙兵し、 はじめての本格的な鉄砲戦が展開したのである。摂津で信長軍が新たな困難に逢着していた時、 各城に帰陣して態勢の建てなおしを計り、 浅井・ かし九月十二日、 醍醐に放火し、 朝倉勢に対しては尾張・美濃・三河の軍兵をもって対抗することとし、 本願寺門跡顕如光佐が三好三人衆としめしあわせて挙兵し、根来・ 京都をうかがうにいたった。 この二十三日撤兵の途中、 再起の秋を待つことを促したという[五三三]。かくして 鳥養のあたりで信長は軍評定を開き、 四面楚歌の情勢のなかで危機を迎えた信長は、 近江の要衝坂本をおさえて、山 和田惟 和田惟政などの五畿内 政は柴田勝家とと 雑賀・ 率直に敗北を認 この三好三 湯川など紀 日本歴史上 九月一 田 惟

を落したという[・五三六]。この御牧がどこであるのか明らかでない。 勢を討つため行動を起し、 垂水東牧 月二十一日、 同西牧 和田惟政は将軍義昭に近習する一色藤長や細川藤孝と謀って、 ・鳥飼牧・仲條牧、さらに猪名川ぞいに為奈野牧・ 翌二十二日未明に城外に迫ったが、 **揆勢は多勢にて防戦したので苦戦の末これ** 豊島牧などが点在しているが、中島に 淀川河口 • 摂津御牧にたてこもる一揆 神崎川流域に大江乳牛牧

しかわからない。 比較的近く、京都に攻め上るための要衝にあった牧であったことくらい

和田惟政の ふたたび高槻城主におさまった和田惟政は 元亀元(一五 和田惟政の ふたたび高槻城主におさまった和田惟政は 元亀元(一五

るとしている[六参考]。事の本質は織田信長方に属して摂津の支配にあするなどのことがあって、織田信長が荒木村重に命じて討たせたのであいたなどを配したことが導火線になったといい[中世五四七]、『和田系図』やや池田・荒木方の武士であった中川清 秀の 系 譜『寛永諸家系図伝』やや池田・荒木方の武士であった中川清 秀の 系 譜『寛永諸家系図伝』やや池田・荒木方の武士であった中川清 秀の 系 譜『寛永諸家系図伝』やで川家語覚書』などでは、和田惟政が武威を近隣にふるい近郷を 押 領 中川家語覚書』などでは、和田惟政が武威を近隣にあることがあったから、これを防衛するために西方に二つの城郭を築いて家臣高があったが、和田惟政と荒木村重との抗争について、和田惟政に贔負する『日本西和田惟政と荒木村重との抗争について、和田惟政に贔負する『日本西



写225 和田惟政書状〔折紙〕(離宮八幡宮文書)

ŋ

=

た たって

書状から少し具体的にみておこう。



あ

父子も高槻城に撤退し、これを守衛したのである。

を聞いた軍兵で戦陣を離脱したものは多か

ったとい

<u>ځ</u>

高

惟政の首

八月十八日に池 が右近とともに守衛していた郡山 田は 和田 惟政の首に賞金を懸け、 の辺境糠塚 る。 千の兵に側面をつかれ、 を兜の下に被って糠塚に向った。 られた緋ビロードを帽子の形にこしらえ金の紐をつけたもの た。 のを救い得ず、 茨木城で敗死した。 で正面に一千の敵池田勢と遭遇、さらに山麓に伏せていた二 間防戦したが衆寡敵せず、高槻にいた和田 ○○の兵を率いて後に続いていたが、 も銃傷をうけ、ついに二○○の兵とともに戦死したので 翌日早朝に三千の兵を三隊に分け、 世にこれを白井河原の合戦という。 和田惟政は精兵二〇〇を率いて、 (現茨木市内)を攻撃した。高山父子は数百の手兵で数 高槻城に引きかえした。その時、 和田惟政の長子で一八才になる惟長は五 鉄砲の射撃をうけた。 糠塚の手前数キロのところ 和田惟政が 宣教師カブラル 惟政の甥茨木重朝も 高槻の一支城で高 【惟政の 和田惟政自身 奇襲された 救援を求め 惟政の敗 から贈

た摂津 国 一衆の内部に分裂がおこったとみることができるが、 その和田敗北の模様を宣教師 フロ 1 ス

級は池田城下に持ち帰られ、 和田領内の町や村は二日二夜にわたって放火・破壊され、 池田の軍兵はひしひ

は明智光秀が一千の兵を率いて高槻城の救援にむかい、ようやく池田勢は退いたのである[『高山右近』]。 とし、信長は九月九日に佐久間信盛を派遣して高槻の包囲を解くように池田に交渉させる一方、二十四日に しと高槻城を囲んだ[五五]。 琵琶法師であった弟子ロレンソを急派し、事態を通告した。幕府は三渕藤英を出陣させて高槻城を接けより 河内三箇の地で和田惟政敗死の報に接したフロイスは、近江佐和山に陣していた織田信長のもとに、もと河内三箇の地で和田惟政敗死の報に接したフロイスは、近江佐和山に陣していた織田信長のもとに、もと

堵し[五五四]、翌三年二月三日には本山寺境内の竹木を伐りとることを禁止するという軍中禁制を発している 日の惟長の神峰山寺安堵にあたっては、和田惟増が添状をしている[五五]。しかし凡庸な和田惟長は後見の [五五六]。この惟長はなお若年であったため叔父の和田主膳惟増が後見にあたっており、元亀二年十二月二十[中世]。この惟長はなお若年であったため叔父の和田主膳惟増が後見にあたっており、元亀二年十二月二十 和田惟政のあとは惟長が継いだ。元亀二年十二月二十日には神峰山寺に対して寺領・山林・被官などを安

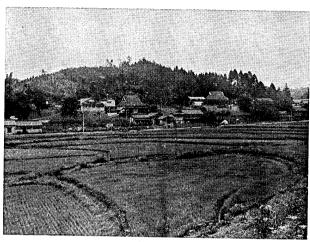
第二節 高山氏と高槻

叔父惟増を殺害して、自ら墓穴を掘ることになるのである。

伏見まで逃げたが、そこで傷癒えずして死亡した[五九・五六〇]。 惟長にかわって高山飛騨守が高槻城 主 高 山 ع 氏 元亀四(一五七三)年三月、高槻城内において一大異変が起こった。 城主和田惟長は家 筆頭高山飛騨守の子彦五郎 (のち友祥、通称右近) とわたりあって深手を負い、 臣 の

氏の出自からみていこう。

なったのである。この事件はのちにくわしくみるとして、まず高



写227 高山庄全景(豊能郡能勢町高山)

山一族は一五世紀中葉に摂津国高山庄(現能勢郡東能勢村)の土

らわし、在地支配 豪として頭角をあ

って領家職をもつと年貢収奪をめぐ

海土寺門跡や地頭 海土寺門跡や地頭 (中世八)、や です護代ともくがて守護代ともくがて守護代として高山 を請人として高山 を請人として高山 を請人として高山



申 状 (勝尾寺文書)

ν

掌握とそれを名目とした恣意的な夫役、軍夫役の新規徴発、農民屋敷 高山氏が在地百姓の反勝尾寺の態度[中世]を支援し、高山氏も百姓 事を御持候事、めいわく候」と勝尾寺へ訴えられたのである[二三七] 在地農民との敵対的な矛盾を激化させ、十六世紀のはじめには農民 的人身的支配であったから、小経営の獲得・拡大を志向しつつあった の押領、 うな百姓の支持のもとにのしあがって来たものであろう。 の支持をつかむことによって勝尾寺と争うことができ たのであろ さきに高山氏が勝尾寺と争って年貢を抑留した時には、少なくとも の大反撃にあった。高山庄の「御百姓衆」の名において「高山殿之職 て搾取階級としてその馬脚をあらわせば、すぐにも右のような反撃 ひとたび在地領主がその枠を越え、 して在地領主を支援させたのである。 する反逆が、 主を通してしかなしえなかったのであり、下級領主の上級領主に対 そのころの百姓の上級領主に対する闘争は、このような在地領 農民田畠の勘落など、中世在地領主のもつむきだしの恣意 時には百姓に通ずる一面があり、それがために百姓 荘園支配機構の末端におさまっ 高山氏の場合も当初はそのよ しかし、



写228 高 山 庄 百 姓

ていった。

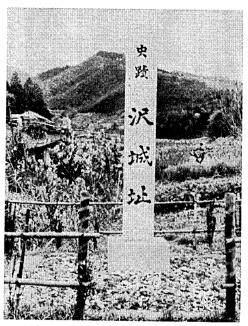
しかし彼の在地支配は、農民の人身的支配、神事興行権

に移るのである。

高山庄百姓衆申状の末尾は

「執達如件」で終っており、

窓)にして痛い目にあった勝尾寺側の措置と考えられる。しかし百姓衆の訴えが「高山殿之職事を御持候事、めいにして痛い目にあった勝尾寺側の措置と考えられる。しかし百姓衆の訴えが「高山殿之職事を御持候事、のいま」の「後」という。 少していくことに成功するが〔両市史史科編二、一〇四〇・一〇四一号文書〕、これは高山氏のような在地土豪を代官少していくことに成功するが〔中世 二六一~二六三・二七四・二八一・『箕〕、これは高山氏のような在地土豪を代官 [二四五]。こうした百姓衆の反撃をチャンスとみた勝尾寺は、幕府の力を借りて地頭代官職の権限を極端に縮[中世]。 ど、彼らの強い姿勢がうかがえる。この「御百姓」といういい方はこの時期にしばしばみられたものである



大和沢城跡 (奈良県宇陀郡榛原町)

わく仕」り、「前備後殿様之御代之ことく』、各々御百姓衆へ仰」せつけてほしい、という所にあったのである 戦国大名機構の一端に入りこむのである。 奈良県宇陀郡榛原町)の城主としてあらわれ、 正久秀の配下に属し、大和国宇陀郡沢城(現 に求めていった。まもなく高山氏は松永弾 うであるが**、**それでもなお農民の圧力に抗 紀の間は在来の支配的地位を保っていたよ しきれなかったのであろうか、 な農民の大きな抵抗にあいつつも、約半世 たとみるべきであろう。 上ってしまい、 から、実質的には高山氏が百姓衆から浮き 彼らの圧力によって失脚し 髙山氏はこのよう 新天地を外

るな

自らを「御百姓衆」と名の

御荘・御領の百姓と意識していたことがわかるが、室町時代にはいると、一四〇七(応永一四)年の奉行所宛の百姓文丹波国大山荘では、鎌倉時代の百姓の起請文・申状にはすべて『百姓等』『御羽百姓』 なととあって『長日 オピロマ 勢力の専属農民ではなく、より大きな、より高所にたつ国の農民、公の農民であるという自覚の反映と考えるのが妥 る。この『御百姓』の意味は、荘園領主を崇拝するためではなく、むしろ逆に、われわれは荘園領主や恣意的な守護 書には、すべて『御百姓』、『御百姓等』などとあって、新たに農民自身が自分に『御』の字をつけ出したことがわか なようである。」 |戦国大名の領主制||〔清水盛光・会田雄次編『封建国家の権力構造|| には次のように述べられている。「東寺領

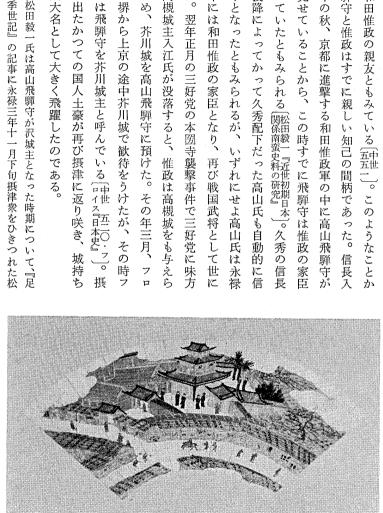
とは前節にみたとおりである。 信長は摂津を伊丹親興・池田勝正・ れた。永禄十一(一五六八)年織田信長が入京するや、久秀は信長に服した。 衆と松永久秀の争いに沢城もまきこまれ、やがて三好軍の手によって沢城は落城、 のった。子彦五郎が洗礼を受け、ジュストの霊名をもらったのはその翌年である。ところが同八年三好三人 庄に残っていたかはわからない。 才台のなかばであった。また、子彦五郎はこのころ五才前後であるが、父に従って沢城に来たか、 沢城主から Ш :城主へ 盛明カ) 高山飛騨守が沢城主になったのは、 が追放され、その後久秀から与えられたためである[アワロイス]。この時飛騨守は三〇 永禄六年飛騨守は奈良でキリスト教の洗礼を受け、ダリオという霊名を名 和田惟政三名の治めるところとし[四九九]、惟政に芥川城が与えられたこ 永禄元(一五五八)年松永久秀によって前城 同年信長の摂津平定とともに 高山氏は郷里高山にのが 主 生地高山 沢 氏 沢

高山 を聞きたいので司祭を送ってほしい旨の書状を送ったこともある[ロイス『日本史』]。また、フロイスは高山 飛騨守は彼を教会(南蛮寺)に伴って司祭と会っており、 その後惟政は沢城にいた飛騨守に宛てて、 飛騨

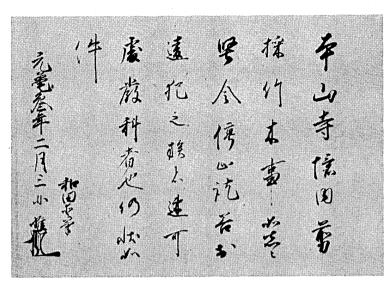
この芥川城主和田の重臣として高山飛騨守が現われる。これよりさき永禄七年和田惟政が上京した時に、

現れ 0 津から出たかつての国人土豪が再び摂津に返り咲き、 ら飛 守を和田惟政の親友ともみている[五五]。このようなことか れたため、 した高槻城主入江氏が没落すると、惟政は高槻城をも与えら となっていたともみられる[関係南蛮史料の研究』]。久秀の信長 京の年の秋、 イスが堺から上京の途中芥川城で歓待をうけたが、その時 長配下となったともみられるが、 姿を見せていることから、 戦国大名として大きく飛躍したのである。 1 の投降によってかって久秀配下だった高山氏も自動的 た。 年には和田惟政の家臣となり、 、騨守と惟政はすでに親しい知己の間柄であった。 ス 、は飛騨守を芥川城主と呼んでいる[中世 五二〇・フ]。 翌年正月の三好党の本圀寺襲撃事件で三好党に味方 芥川城を高山飛騨守に預けた。 京都に進撃する和田惟政軍の中に高 この時すでに飛騨守は惟政の いずれにせよ高山氏は永禄 再び戦国武将として世に その年三月、 山飛騨守が 信長入 城持ち フ 家臣 に信 摂 p フ

季世記



写230 南蛮寺扇面(神戸市立南蛮美術館)



写231 和田惟長禁制(本山寺文書)

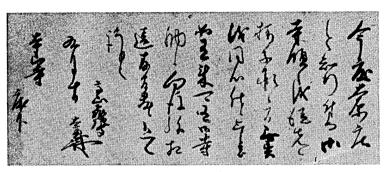
の証言をもってそそのかした。やがて惟長はそのこ二人を恨み、惟長に対して高山父子を除くよう偽りとしたのに高山父子が同意しないため、逆に彼らはとの異変についてはさまざまな見方がある。フロ

城主となった。

によって城主惟長は城を追われ、かわって飛騨守がに対立が生じ、遂に元亀四(一五七三)年三月彦五郎いた高山飛騨守・彦 五郎(のち右近)父子らとの 間なった惟長(愛菊)と、家臣の中でも重きをな してなんとかまぬがれた高槻城では、惟政の子で城主と

については松田毅一氏の手をわずらわした。書」。なお、本市史で利用するフロイス『日本史』の訳ることになったのであろうとみている〔松田毅一 前掲支配したとある点から、その頃から飛驒守が沢城を預支配したとある点から、その頃から飛驒守が沢城を預え、久秀によって大和沢城が陥落し、久秀は大和一国を

一デター 合戦で大敗を喫しながら落城だけは高槻城のク 元亀二(一五七一)年八月の白井河原



写232 高山飛驒守大庸埜制〔折紙〕(木山寺文書)

件と受けとっていたようである[五六〇]。この書簡によれば事件のあらま 事件起りたり」と報じ、はじめはフロイスもこの事件を理解に苦しむ事 傷が癒えず、それがもとで四、五日後に伏見で死亡した。この事件の火 藤英のいる伏見の城まで逃れ、さらに生国近江甲賀へ逃れようとしたが 発生した。彦五郎も惟長も深手を負ったが、惟長らは城を脱出して三渕 そのうち取っ組み合い、切り合いとなった。その音を聞いた双方の部下 父子らは腹心の部下一四、五人とともに城に入り、惟長とその腹心一五 長のもつ収入米二万包を与える旨の書付まで渡したという。そこで高山 そうならば殺される前に惟長を殺せ、兵士を以て援助しようといい、惟 ものがあり、高山氏は惟長の敵荒木村重に相談したところ、村重はもし しはつぎのようである。高山父子を除こうとの計画を高山氏に密告する 事件の八日後の日付の書簡では「少なからず驚かるべき他の不思議なる ていた高山父子もやむなく受けて立ったという[『日本史』)。しかし、この とばにだまされて高山父子を殺そうとしたので、惟長を主君としてたて は入り乱れて暗闇の乱闘となり、相互に死傷者を出し、城内には火災が 六人と対した。しばらくは惟長と彦五郎二人だけで話合いをもったが

災のため、城内は櫓二カ所と小塔一カ所を残すだけとなった。

翌四月の

うほうのていで逃げ帰った。これを聞いた村重が援軍を出し、高槻城内に攻め入ったので、惟長よく応戦し で高槻城天主に忍び上って惟長を討とうとしたが、惟長も父惟政に劣らぬ心得者だったからうけてたち、散 ところ明らかだったので、高山の望みにまかせると返事した。右近は喜んで兄弟そのほかのもの五人ばかり 惟長の所領すべてを与えてくれるなら自分が惟長を討とうと申し出た。村重が惟長の逆心の真否を確かめた やがて逆心を持つようになった。そこで惟長の家臣右近(彦五郎)が村重に使を送って惟長逆心の旨を述べ、 たが多勢に無勢でせんかたなく京都へ逃げのび、手傷がなおらずほどなく死んだ[中世]。 に切り結んだ。右近は傷をうけ、惟長も深手を負ったが、惟長の郎等たちがかけつけたので右近たちはほ 右近が主君和田惟長の敵荒木村重に通じて、所領を得んがために主君を討ったということは、キリシタン 同じ事件を『陰徳太平記』は次のように記している。和田惟長は白井河原合戦後荒木村重に服していたが、 「ダリヨ高山殿は今高槻の城の主将」と報じている[五六0]。

フ

p

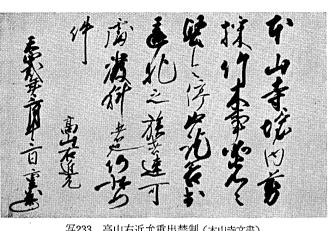
イス書簡では

この期にみられる下剋上の風潮と何らかわるところはない。 範的なキリシタン大名高山右近もこの時二○才になるかならぬかの血気盛んな青年武将だった。その行動は の行為として考えると疑問がもたれる。フロイスも最初はまことに不可解な事件だと思ったのであろう。 模

ある。すなわち摂津においては信長派の荒木氏と義昭派の和田氏の対立が激化し、 山氏に働きかけ、 高山氏も信長のキリシタン 保護を期待して信長支持派にまわったとみられるのである [液老 荒木氏が和田氏の家臣高

もっとも、この事件の背景には、その当時決定的となった織田信長・将軍義昭の不和であったとみるむきも

749



写233 高山右近允重出禁制

場合には、「今や城主として統轄しているダリョ」『『日本史』]とあ 騨守が城主となることがあったのかもしれない。 項にみる天正六 (一五七八)年の荒木村重の信長に対する反逆の くともその年の八月末には高槻城主となった[『雄郭]。 しかし次 やがて城主の地位を右近に譲った[朿サカ]。傷の癒えた右近は遅 才を越え、戦争でうけた多数の傷でしばしば病気となったので、 [『日本史』。 高山飛騨守が高槻城主となったが、彼はすでに五○ 暗闇の中で、自分の部下から間違って一撃をくい、ほとんど頸 って、高山父子は交替で城主をつとめたか、あるいは時には飛 の半分を切りつけられ、出血多量で瀕死の重傷だった とい う 従来の高山右近像は、キリスト教宣教師の記す史料によれば

暴君として描かれる。この地域には右近の寺社焼討の伝説が多いが、これは幕藩体制の確立過程でキリシタ ンが弾圧されたのちに作られたと思われるものが多い。所詮は高山氏も、この期の平均的封建領主であった。

勇敢なる名君であり、仏教徒側の記す史料によると極悪非道の 模範的キリシタン大名として、思慮深く、慈悲深く、温厚にして

高 高 槻城 Ш

専念したであろう。

フロイスによれば、右近は

主 氏

右近はこの事件でうけた重傷の治療にしばらく

た掟を出している[張坊幸彦]。また右近は現茨木市北部のた掟を出している[張坊幸彦]。また右近は現茨木市北部のとつける施策をとることによって、領主支配の安定をはいきつける施策をとることによって、領主支配の安定をはかろうとしたのである。

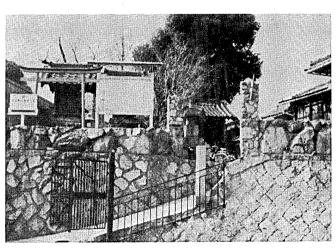
近も本山寺・安岡寺などに寺領保護を〔五六四・五六七〕、真宗教行寺の寺内町富田に対しても、保護を目的とし

高山飛騨守は本山寺に寺領保護を与えており「元六六」、右

封建領主なら誰しも考えたであろう行動をとった。

とする。なお『茨木市史』でも「寿命院文書」としている。泉院文書」の名が通称されているが、ここでは「寿命院文書」泉院文書」の名が通称されているが、ここでは「寿命院文書」と現在も残る寿命院の間違いと思われる。すでに明治以来「寿が、忍頂寺内に寿泉院の存在したことは確認できない。おそらが、忍頂寺内に寿泉院の存在したことは確認できない。おそらが、忍頂寺内にあり、では「寿泉院文書」となっている。

きた。その前月下旬信長の家臣で摂津国主であり、右近にと反 逆 練は、天正六(一五七八)年十一月にやって荒木村重の 高槻城主高山右近にとって最初の危機と試



写234 伊丹有岡城本丸跡 (兵庫県伊丹市伊丹本町)



織田信長画像(神戸市立南蛮美術館蔵)

この年七月にも、

毛利の大軍に囲まれた播州上月城の救

臣の中ではいつも批判される立場にあったようである。 されなかった。何かあるととかく風評がたてられ、信長家 村重は信長家臣の中では新参者ということであまり重視 んで信長に反逆したのである [七七・五八一・フロイス『日本史』 って目上の同盟者になる荒木村重が、本願寺や毛利と結

信長に敵対するのだという風評がたち、 しかしこの時すでに村重の心の中には、 また義昭が身を寄せている毛利の優勢に眼をうばわれていたとも思われる。 そこで村重は急ぎ安土へ身に覚えのないことをあかしに行こうとし のちの明智光秀のように信長の家臣としてはたして安泰 寺へ米を提供するものがあったらしく、そのため村重は

[平記』] 同じ不成功の非難も秀吉にはゆかず村重にきた。

この十月も村重配下の中川清秀軍の中に籠城中の本願

いられず引くもひかれず」 という狂歌を書かれたという

を見殺しにし、「荒木弓はりまの方へ押

しよせているも

援に羽柴秀吉らとあたっていたが、不成功のまま上月城

に安土に行けば殺されるようなものだ、摂津へむかえうって戦うべしと勧められ、それももっともだと考え 『立入左京入道隆佐記』によれば、村重が安土におもむくべく茨木城まで来た所、従弟中川清秀(茨木城主) かという不安があり、

たという。

V

て有岡 **(伊丹)城へ引かえし、配下の大名を集めて会議を開いたところ、高山右近一人が信長の恩を説**

帰城して毛利と同盟する方がよい」との意見を出し、信長と戦うことになったという[五七]]] 異口同音に「先日一旦陳謝したのはいいが、信長の近臣には村重に恨みを持つものが多いから危険である。 『陰徳太平記』では、村重は有岡を出発して山崎まで来てから配下大名に相談したところ、右近も含め て て

孤立しておしきられてしまった。 協議が有岡城で開かれたが、道理ある右近の説得に誰一人反駁できなかったにもかかわらず、右近の意見は 恩義を述べて、信長に弓矢をひくことは道理にはずれた行為であるとして村重を説得し、再度右近を含めた フロイスの『日本史』では右近はこの協議には招かれなかったことになっている。それでも右近は信長の

との命令には応じなかったとある。 って村重のところへ派遣して糺したところ、村重は少しも逆心のない旨答えたが、母を人質にして出仕せよ 『信長公記』では、荒木村重逆心の注進が方々からくるので、信長は松井友閑・明智光秀らを二度に わ

が、よい結果はえられなかった[『信長]。 村重の慰留に失敗すると、 宮廷に毛利・本願寺との講和の斡旋を依 て翻意をうながし[『細川家文書』]、 さらに 翌月三日には明智光秀・羽柴秀吉ら重臣を派遣して慰留につとめた ちいることである。本願寺包囲作戦のさなかであるだけに信長はあわてた。松井友閑らを村重のもとに送っ とを約した。毛利ならびに本願寺攻略のため大切な地盤であった摂津を失うことは、信長にとって苦境にお 右近は村重の行動に反対ではあったが、姉妹の一人と息子を人質として村重に出し、ともに信長と戦うこ

に陣どった。そのころ信長は摂津上牧郷に乱暴狼藉・放火・竹木伐採を禁じた禁制を出している[ウ書]]。右 頼する一方[信長文書の研究』下、所収]、 荒木陣営に分裂のくさびをうちこむため、高山・中川ら東摂の大 名頼する一方[「立入文書」—奥野高広『織田」、 荒木陣営に分裂のくさびをうちこむため、高山・中川ら東摂の大 名 に人質となっている娘と孫のためか、有岡城へ走った[五七四]。右近は十一月十六日、郡山(現茨木市)に 移 たという〔プローィス『日本史』〕。ところが父飛驒守はそれをいさぎよしとしなかったためか、あるいは村重のもと 得の中心となって奔走したのはオルガンティーノ司祭である[zロイスffakzwast]で記言)。信長のこれまでのやり口 安堵した(元七四)。 二十四日には隣の茨木城主中川清秀も古田左助(重然)の説得で投降し、 喜んだ信長は二 教会のしもべになるつもりだったが、佐久間信盛・木下藤吉郎 フロイスによれば、この時右近は信長の部下となって村重と戦うつもりはなく、すでに髪を切り世を捨てて に「小鳥を殺して大鳥を助けることだ」と決意し、肉親二人の見殺しを覚悟で信長に投降した [三・五七四]。 あるいは毛利など全体の力関係の情勢判断、などといろいろのことが考えられて悶々としたであろうが、遂 姉)と息子のこと、これまで自ら弘めてきた多くのキリシタンのこと、高槻城主としての責任、 からしてキリスト教の大弾圧をやりかねない気配であった。右近には、人質として出してい る 妹(あるい 宣教師を捕えて拘禁した上、もし右近が請けなければキリスト教を断絶させるぞと脅迫もした。この時高槻説 近に対しては、キリスト教宣教師たちを召寄せて、彼らを通じて右近の寝返りを説得させようとした。多くの 必死の工作を試みた。十一月九日から十日にかけて高槻城・茨木城を包囲する態勢をとり、信長自身は安満 っていた信長のもとに参上した。信長は非常に喜んで着ていた小袖と秘蔵の馬を右近に与え、芥川郡を所領 (羽柴秀吉)らの強い説得で武将の道に 留 信長と荒木

十六日に清秀と右近ならびにそれぞれの家臣に賞金を与えている[雲景]。

高槻・茨木の投降がはっきりする

K

くして右近は信長の家臣として、 信長はさきに宮廷に依頼し、 昨日の主君荒木村重と戦うことになった。 勅使の出発が天候不順でのびのびになっていた講和をあっさり中止してし それほど高山氏の高槻、 中川氏の茨木の立場は大きかったので ある。

Ħ の投降を勧誘した使者の一人であるが、高槻城につめている三月に病死してしまった[五七四]。 荒木村 村重はひそかに有岡城をぬけて尼崎へ逃れた[『信長]。 同十二日に右近は尼崎の七松に築いた砦を清秀ら (吉一)ら八名の信長麾下の武将がつめて守備している[紫記』]。このうち大津伝十郎は右近に信 重の 北 戦いは長期戦となり、右近は十二月には一津屋(現摂津市)に、翌年四月には伊丹近辺 田(場所未詳)に陣している[『信長』。その間高槻城は大津伝十郎や牧村長兵衛(利貞)・ 同年 生 長 駒 の

市 深

(滝安寺文書) 図194 荒木村重花押 L 子らを人質として開城し、尼崎の村重に降伏を と守っている[中世]。十一月十九日には最後ま れなかったので、信長は人質のうち女房一二二 説得しに走った。村重は頑として降伏をうけ入 で有岡城を死守していた荒木久左衛門が遂に妻 人をはりつけにし、それを鉄砲で打 ち 殺 し た み叫ぶ声は天にも響くば か 若党ら五一〇余人は家四軒に押しこめ、 槍・長刀で刺し殺した。女たちの一度に悲 りで あったとい 九月二 草



けられた[中世 五七]。

のこともあってか処刑はまぬがれ、

越前の柴田氏のもとに預

た高山飛騨守は、信長の腹にすえかねたようであるが、右近 刑された「『信長」。村重のもとに走り、結果的に信長に敵対し 行され、市中を車に乗せてひきまわされた上、六条河原で処

写236 残酷きわまる処刑にさらしてわが身一人脱出亡命 し た 村 けだが、当の村重が摂津を追われたのである。一族を信長の 人は、いずれも荒木村重の手にかかっておとしいれられたわ に摂津支配を委ねられた池田勝正・ 重

利

休

い[平記』]。永禄十一(一五六八)年、

和田惟政・伊丹親興の三 信長の摂津制圧ととも 村重は、兵庫から船に乗り、毛利を頼って芸州へ逃れたらし

寝返りは、全く思いのほかであった。

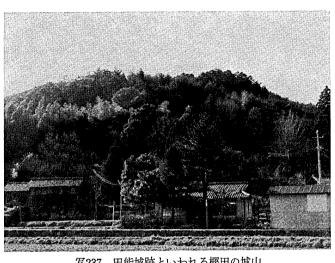
敗戦あきらかとなった

村重にとって杖にも柱にもと頼りにしていた右近・清秀の

七哲の内にかぞえられた[桑田忠親]。 かくて高山右近は高槻城を安堵され[五七二]、安土城下に屋敷を与えられた[五八O]。 天正 十(一五八二) 年

は、

を積んで焼き殺した。荒木一類のもの三○余人は京都まで連



写237

信長の死に至るまで、信長家臣の有力メンバーとして各地に転戦したのである[中世 五八八など]。

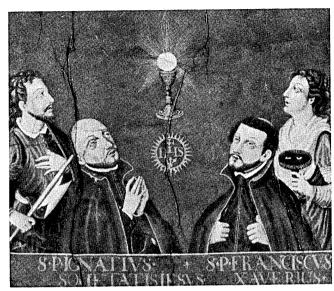
高槻城主高山右近も利休七哲の一人として名高い。『津田宗及茶湯日記』によると、彼が高槻城主であった天 正 五

い。 藤孝に丹波国船井・桑田両郡の土豪を服属させるよう命 はじまるが、信長はこれに先立って同年三月長岡 ろ田能には山城があったという[『亀岡]。 天正 三(一五七 な土豪の反抗があったのではないかと思われる。そのこ ようである[『明智光秀』]。 その影響などもあって、 は、信長の約束不履行をにくんでなかなか従わなかった (のち亀岡)城に在城し、 てはいたものの、守護一色氏の丹波守護代内藤氏が亀山 状 型田近辺の 名を高からしめたのは、高槻を離れて以後のことである。 として名をあらわしているが、南坊と号し茶人高山右近の (一五七七) 年十二月、右近二四才のころ、すでに一麻の茶人 年五月より信長の命によって明智光秀の丹波攻略が 信長の入京とともにいちおうは平定された形になっ 摂津地域に荒木氏が勢威をはっていたこ ろの丹波のようすはよくわかって いな 内藤の家老安村次郎 右 衛 門 ら 地域的 (細川)

その間同五年には藤孝は亀山城をはじめとする丹波の諸城をおとし、 この亀山城である。このようなわけで樫田近辺も光秀の支配するところとなったであろう。 孝は丹後に移り、亀山城は光秀の居城の一つとなった。同十年本能寺の変の時、 孝の支配するところとなったであろう。 し、安土に送られた波多野秀治は信長によって処刑された[『信長]。 荒木村重の没落と同年である。 旦は明智光秀に服属しながら、 揆退治に力を入れている[『寛政重修]。 波多野の籠る八上城攻略は、 同年九月には両郡を藤孝に宛行っている[家譜』:『信長記』) 現在は高槻市にはいる樫田地域も、 翌四年に背いて抗戦し、戦いは一進一退をしながら七年なかばまで続いた。 八上城を中心に丹波各地に勢威をはっていた波多野秀治は、 光秀による波多野家臣買収作戦が 翌六年には光秀・藤孝らは丹波国内の 光秀の出発地となっ 翌八年藤 その時藤 同年 たのは 成功

第三節 キリスト教と高槻

ジロウ)に会ったイエズス会士フランシスコ・シャヴィエルは日本布教を思いたち、天文十八(一五四九)年 教方針のもとに、室町幕府の許可を得るため京都にのぼった。しかし、容易にその目的は達成できず、わずか に大内・大友ら西国大名の保護のもとに山口・豊後府内など中国・九州地方への布教にとどまり、滞在二年余 七月鹿児島に上陸した。 の リスト教 3 1 ンド諸島を中心に伝導を展開していたが、 p ッ シャヴィエルは「まず日本上層部を教化して一挙に全国に影響力を及ぼす」との布 パ における反宗教改革運動の一環として東洋へ進出したイエズス会は、 たまたま鹿児島出身の日本青年ヤジロウ インド・ アン 東



写238

1

来の布教方針の実現をはかろうとした。

同年末 工 移した。

トルレスは永禄一(一五五九)

年ヴィ

ラとロレ

ンソを京都に巡遣し、シャヴィ

ル 以 支配にかわって教会は離散し、豊後府内に本拠を を根拠地として再び布教をはじめたが、毛利氏 継いだト

ルレスが日本布教長として来日し、

Ш

口

にして離日した。そのあとシャ

ヴ

1 工 ル

の遺志を

【フロイス『日本史』 しかしなんといっても京都は仏「「ヴィレラ書簡」・」。 しかしなんといっても京都は仏 **制札を得て京都を中心に信者も増加しはじめた** ヴ のあった豪商日比屋了珪(了慶) は永禄六(一五六三)年シャヴィエル以来 なじみ に激しさを加えた。 教界の中心地であり、仏僧らの反対運動は日ごと ラらは将軍義輝に謁し、 布教に危険を感じた宣教師ら の庇護のもとに 翌年布教許 前の

熱心な法華信徒であった松永久秀を利用しつつ、キリスト教弾圧の計画を進めていった〔デスー書簡〕〕。これら 宣教師らが堺に退いても延暦寺を中心とする仏教側の攻撃はやまなかった。 彼らは当時の政治的実力者

泉州堺へ移った[デス書筒」・フロイス『日本史』)

原らと宗論をたたかわすことになったのである[「フェルナンデス書簡」・「ヴィ⟩o ため、 ソを派遣し、様子を見てヴィレラ自身が赴くことにした。こうしてロレンソは奈良を訪れ、 教師をおびきよせてだまし討ちにする危険もなしとしなかった。そこで、とりあえず日本人修道士のロレ を味方につけるために、避けるべからざるチャンスでもあった。しかし、それまでのいきさつから察して宣 この宗論は日本の支配層を説得し、畿内宗教界における布教権を得るために、 かろうとした。すでに畿内地方にかなりのキリシタンがいる以上、宣教師の理論的破綻がキリスト教絶滅 らであった。彼らは宣教師と宗論をたたかわせてとっちめ、 の先頭にたって宣教師の放逐と教会の破壊を企てたのは松永配下の結城忠正・ 換言すれば仏教擁護のために最もてっとり早いと考えたからであろう。 理論的にキリスト教を破綻させてその根絶をは ひいては都の実力者松永久秀 一方キリスト 高山飛驒守、 結城・ 公家の清原枝賢 教側にとっても 髙 山 清

አ 山父子の 信 が、忠正らはしだいにキリスト教の教義に興味を示し、遂には敬服するにい 奈良における会合では、 はじめ結城忠正・清原枝賢の二人がロレンソと議論をたたか たり、 堺からヴ わせた

図195 高山飛驒守大慮花押 (本山寺文書) 驒守は自分の意見を頑強に主張していたが、 他 た高山飛驒守は、 〔フロイス『日本史』〕 〔「ヴィレラ書簡」・〕o

^をして奈良に潜み、二日二晩宗論をたたか 国派遣の命令が出ていたにもかかわらず、 ラを迎えてさらに教理を聴聞したのち洗礼をうけた 二人の突然の改宗を知って、 キリスト教を好ましく思っていなか 出発したふ 次第にキリ わ せた。 久秀から 飛 っ



わずか一一才のころである。年端もいかぬ少年期のことであるから、信 洗したであろう。ジュスト(重出・寿須・寿子)の霊名をうけた。 彦五郎

は考えられない。のちフロイスも「彼(右近) は子供の時にキリシタンに 仰一徹な父の勧めに従っただけのことで、教理を理解した上での入信





(本山寺文書)

が行なわれた。

けられた[『日本史』)。 永禄六 (一五六三) 年七月のことである。奈良におけ

スト教の教理に感銘し、すすんで洗礼をうけ、ダリオ(大處)の霊名を授

る結城・清原・高山の宗改は大きな波紋をよび、それを契機に、

キリス

ト教は畿内に影響力をもちはじめ、各地で大規模な改宗や、教会の設立

高山右近允ジ スト花押 図196

のち有名な世界的キリスト教徒に成長する彦五郎(のち右近)もこの時受 が理解できたとき、一五〇人が一挙に洗礼を受けたという。その中には 徒かと思われるほど旺盛であった。数日後、ロレンソの説教を多くの人 かわらず、彼のキリスト教に対する熱意はヨーロッパの古いキリスト の説教が数日続いた。ダリオは前年洗礼をうけたばかりであったにもか せるために、翌年ロレンソを招いた。城内に教会が設けられ、 マリヤという霊名を与えられたダリオの妻、彼の息子、娘たちがいた。 奈良から沢城に帰った高山ダリオは、自分の家族や兵士に説教を聞 ロレンソ



写239 高山右近受洗の地 (奈良県榛原町)

にとどまらなかった。近くの一市城主石橋氏

ダリオのキリスト教に対する熱心さは城内

赴き、説教をきかせた。この老婦人 は サ

た母のために、彼はロレンソを伴って高山に[『日本史』)。また郷里高山に残っていた年老いに勧め、その家族、家臣に洗礼をうけさせた

アンがクロン殿の家臣六、七〇名に止々呂美で説教して改宗させたという[『日本史』]。 礼を授けようとしてロレンソに赴いてもらった[『月本史』) 縁戚にあたる余野(豊能郡東能勢村) リオを喜ばせたという[『日本史』)。ダリオはまた、すでに他家に嫁いでいた姉妹に対しても、家族ぐるみの洗 ロンダン)殿のもとへもロレンソをやり、彼は四日そこに留って一族五三名を改宗させ、 さらに修道士ダミ た生涯を敬虔なキリシタンとしてすごし、 ト・ジアンの霊名を授けられ、残り少なかっ のクロン

誰しも一方ならず驚いたが、就中我等の飛驒殿(飛驒守)の驚愕は一方ならぬものがあった。 「ローマ・イエズス会文書」によると、その時の様子は次のようである。「この突然の改宗(結城と清原)を知って、 しかし彼は、 パアデレ

親の信仰に生きているということの外は知ら

なっていたので、デウスのことに就いては両

ない有様であった」と述べている『『日本史』)o

その報らせを聞き、法を聴くために、二月間奈良に滞在し、遂に洗礼を受けた」〔同上書〕としている。 一五七六年(ドイッ語版では二日間) (ドイッ語版では二日間) 良に赴いた際には、先づ二人の吟味役にだけ逢ひ、法を授けて彼等に洗礼を授けた。この時、偶々奈良に来た高山は を以て己が意見を頑強に主張してゐたが、終には打負かされて説服されたことを白状し、大いなる喜びを以て、彼自 と共にキリシタンとなったという〔中世 対しラウレス氏はこの記事が一六一五年の年報であり、他にも多くの不正確な点のあることを指摘し、「イルマン・ 信仰に導き、彼等に洗礼を授けさせるに至った」〔ョハネス・ラウレス『高山右近の生涯-日本初期基督教史』所引〕。 これに ら洗礼を受けたのみならず、直ぐさまパアデレを沢城に同伴し、妻、息子、娘達、親族及び彼の屋方の武士達約百人を フロイス書簡によれば、この時まっさきにキリシタンとなったのは高山飛驒守であり、ついで他の二人もその家族 ンソの訪問に際し、高山、結城、清原が奈良に居合せたこと、高山は三人の中で先づ最初に、キリシタン宗門の真 ルマンの活動に止めをさすのは容易なことと信じてゐた。彼は最初、彼等を嘲笑し、長い間宗論を闘はせ、 キリシタンになることを欲し、他の二人に勧めて同様の決心を固めさせるに至った。ヴィレラが四十日後奈 五六九]。

黒田姓がないことから疑問を出し、クロー殿の可能性もあると する〔松田毅一『近世初期日本関係南蛮史料の研究』)。 クロン(クロンダン)殿は多くの場合「黒田」氏があてられる。しかし松田毅一氏は余野 「蔵人」も考えられ、現在の所確定しがたい。 (現大阪府豊能郡東能勢村)

じて強力なキリシタン擁護者となった[○·五二]。 間説教を聴聞 おり、 リスト教 ⊞ 一性政と 惟政が永禄七(一五六四)年上京の折に、ダリオは彼を伴って教会(南蛮寺)を訪れ、約一時間余りの 聞した。 郡 高山ダリオの友人に戦国の雄として親密だった和田惟政がいた。彼は近江甲賀(現滋賀県甲賀 の土豪出身で幕府の供衆をつとめていた。ダリオは彼にも働きかけた。 惟政はこれが機縁となってキリスト教に理解を示し、洗礼こそ受けなかったが生涯を通 のち信長と宣教師の橋渡しをしたのも彼であったし、ま 前節にもみたと



写240 和田惟政供養塔(茨木市五日市

ある[五二1]。

これほどの人物であったから、

宣教師たちが目をつ

る近江甲賀へ案内するため奔走中で、そのためダミアンは惟政に会えずじまいであった[五五一]。また元亀元 の余波で一乗院に幽閉されたままになっていた義輝の弟覚慶(のち将軍義昭)の脱出を助けて自分の郷里であ 彼はデウスの事を聴いてキリシタンになりたいから宣教師をよこしてほしいと高山ダリオに依頼したこ それにこたえて修道士ダミアンが惟政のもとに派遣されたが、その時惟政は、 ダリオと京都で説教を聞いた翌 永 禄 八(一五六五) 年 将軍義輝殺害事件

洗礼を受けるよう勧めていたが、彼自身が多忙のためけたことはいうまでもない。惟政に対して、しばしば

いつも機会を逸していた。さきにもみたとおり、

高

(一五七○) 年ルイス・フロイスがロレンソとともに高槻を訪れた時、

惟政は城内の奥まった部屋

に導き入

な惟政の行為は周囲を驚かせ、不平をまねいたほどで城内外に会堂を建てようとさえした[五二]。このよう彼は宣教師の便宜のため、高山ダリオに先んじて高槻政がまず高槻の領主であったこともあるといえよう。となった前提として、キリスト教に理解の深い和田惟た高槻が高山氏の影響でキリシタン布教の一大中心地

ろ、 れ である。宣教師たちは惟政が洗礼をうけないまま他界したことを非常に残念がった[五四七]。フロイスはその 本的に理解したいとして、フロイスの帰洛後ロレンソを相手に聴聞を続けた。ところが四日ばかり続いたこ しめたかは、容易に述べるを得ない。そして、とりわけ我等が彼に就いて最も心を痛めるのは、彼が、 書簡で次のように述べている。「総督和田殿の逝去が、如何に我等にとって苦痛であり、切に悲歎に(暮れ) ったが、教理についての完壁な理解ののちに受洗したいとの希望を持っていたがために受洗がのびのびにな こうしてキリシタンに好意を寄せ、教理についても他人に説明できるほどの理解に達していた惟政では 惟政は出陣しなければならなくなり、またまた受洗の機会を逸したのである[「フヮイス『日本史||赤引] 妻子とともに説教を聞いた。二時間ばかりの聴聞ののち、 ついに洗礼を受けないまま、たまたま元亀二(一五七一)年八月の白井河原合戦で戦死して し まったの 聖なる洗礼を受けることによって獲得すべき我等の主キリストの御受難の功徳に与 いちおう受洗を決意したが、さらに教理を根

[ラウレス前掲書]。またイエズス会の古い史学者たちは彼らを真実の兄弟と見なす誤謬を犯したという [同上書]。 高山を名乗るに至ったとあることから、ラウレス氏は高山ダリオと和田惟政は遠縁にあたったのであろうと推定する なる親友とみる〔中世 えば『日本西教史』にも「兄和田殿、弟ダリオ」の記述がみられる〔中世 高山の末裔と称する新志龍吉氏の『家譜』に、高山の祖先が近江国甲賀郡高山村に祖先伝来の城を築き、 五五一〕のが最も妥当であろう。 五四七]。 フロイスのように二人の間を単 それ以来

らなかったことである」[「フロイス『日本史」所引]。

が切願していたように、

成 山父子の 長 前節でみたように、 は芥川城主となった。 高山飛驒守ダリオは永禄十一(一五六八) 彼の高槻におけるキリシタン活動はこのときよりはじまる。 年より和田惟政に属し、 同年初 翌年に



高槻カ 写241 IJ ク教会の右近像 都にむかった[ロイス『日本史』]。 一行は途 承認をとりつけるため、フロイスらは京 いで京都に召還するべく奔走し、信長の フロイスをいったん堺に呼びもどし、 れると、ダリオは和田惟政と語りあって た[『日本史』]。 信長軍によって堺が鎮圧さ 崎にのがれ、 との争いが堺の町に飛火するや、海路尼 (おそらく高山氏の郷里高山) にまでのがれ

その夜の歓迎宴でダリオはその場に居合わせた人たちに、フロイスをさしおいて宣教師に劣らぬほどの熱っ 運搬のため天神馬場で待機していたダリオの一行に迎えられたが、 折からの雨で芥川城にさらに一泊した。 中 富田の旅宿に一泊、翌日警護と荷物

教長フランシスコ イスらは惟 こうしたキリスト教にとってよいムードも、元亀二(一五七一)年の惟政の戦死で一時薄れたら し い。 一政の一子惟長を訪問してはいるけれども、あまり歓迎されたふうはない[五六0]。第三代日本布 カブラルは元亀三(一五七二) 年五畿内を巡察した時、淀川べりで右近の出迎えをうけ、

ぽさをもってデウスのことを語りきかせたという[五二]。

信長と三好三人衆

堺にいたフロイスは、

さらに「高山殿の山

中

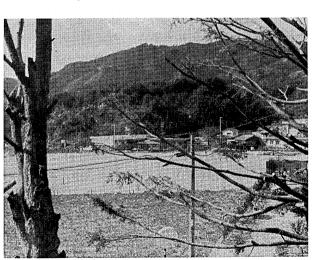
ころからである。

事件であり、

V

高槻に入って惟長・惟増らと会って饗応をうけている。 高槻に入って惟長・惟増らと会って饗応をうけている。 あった―ジュスト右近殿が上記 高 槻 領の 主 と な り」あった―ジュスト右近殿が上記 高 槻 領の 主 と な り」あった―ジュスト右近殿が上記 高 槻 領の 主 と な り」あった―ジュスト右近殿が上記 高 槻 領の 主 と な り が 全く考えていなかった折、―当時は単なる一武士で をが全く考えていなかった折、―当時は単なる一武士で が 全 が 全 が 全 が 全 が と ころだったのでは な か ろ うか。

ある。右近の本格的な信仰生活も高槻城主となったそのまんと決心」 [古代] し、キリシタン布教に専念したのでは「世俗の用務を遁れ彼並に隣人の救の事を悟りて楽しは「世俗の用務を遁れ彼並に隣人の救の事を悟りて楽し動は、子右近による高槻城乗っとり事件後しばらくし動は、子右近による高槻城乗っとり事件後しばらくし動は、子右近による高槻城乗っとり事件後しばらくし



写242 能勢郡余野城跡(豊能郡東能勢村余野)

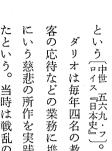
も考えられる。もし、そうとすればこの事件で瀕死の重傷を負い、生死の境をさまよったことが、彼の精神

彼が名目的なキリシタンであったにせよ、真実信仰の生活にまだはいっていなかったがためと かの高槻城乗っとり事件は、宣教師たちも驚いたように、キリシタンとしては誠に不可解な の行動の中に、世俗的地位も栄光も捨て、恥辱をも甘んじて受け、自己を全く天主にゆだねてし ま う 信 俗世を去り、聖なる道に身を投じようとした[「カリヤントサイルト収・フロイス『日本史』]。 一見、無責任にもみえる 彼 苦しみぬきながら冷静に、慎重に、巨視的見地にたって対処し、天主に背かず、信長にも荒木にも背かず、 きる。思慮深く道理に服するといわれた父ダリオでさえ気が動転したかのような行動をとった中で、右近は 逆事件(右近二五才のころ)における右近の苦悩と行動を比較すれば、右近の精神的成長ぶりをみることがで である。このことはこの高槻城乗っとり事件(右近二○才のころ)における右近の行動と、のちの荒木村重反 ではなかろうか。傷が癒えて城主となったとき、彼の本格的なキリシタン大名としての生活がはじまったの 上の変革をもたらす転機になったといえる。彼にとって現実的に「死」というものに直面し、これまで理屈 の上で聞いていた死に打克つキリストの教えというものを、はじめて自分自身の問題として真剣に考えた

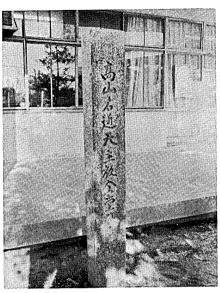
キリシタン妻として生活したといわれる『ワロイス]。 で育った彼女であるけれども、右近との結婚によって母の許を離れるや、義父や夫の影響もあって、抜群の ン殿の長女で、 右近が結婚したのは彼が本格的なキリシタン大名として出発した天正初年のころである。 母は長い未亡人生活の中で周囲の圧力のためやむなくキリシタン信仰を捨てていた。そういう母のもと 結婚当時まだ一三、四才であった『日本史』)、彼女の父クロン殿は洗礼ののちまもなく病死 相手は余野のク

精神的に鍛練された態度をみることができる。

ルザード]以上の経費を使い、神社[『日本史]のあった便利な場所を選定し、新しい良材を選んででは三百0]以上の経費を使い、神社[『日本史] 天正二 (一五七四) 年高槻にはじめて本格的な教会が建った。 ダリオは四百クル ザ Ĭ F



V



写243 高山右近天主教会堂跡

の周囲にも広い庭を造り、

周囲には美しい緑樹

を植え、

その大樹に調和して三つの階段をも

大きな十字架を建てた。十字架の周囲には雛

私の希望はすでに達せられましたから、 ダリオは教会が完成し最初のミサが捧げられた時、 主の御意志に従っていつでも主の御許にお召しください」と述べた 床上に平伏して歓喜の涙を流しながら、 「地上における

菊

には魚の游ぐ池を設けて遠くから水を引いた。 ・薔薇・百合など各種の花を植え、その背後

客の応待などの業務に携わらせた。彼自身も教会委員となり、率先指導した[謂上]。これは「切支丹教理書] たという。当時は戦乱の世の中のことであるからしばしば未亡人・孤児を生みだしたが、この人たちにも同 いう慈悲の所作を実践するものであり、 'n オは毎年四名の教会委員(組頭)を置き、 **貧者には衣服を与え、のぞみどおり何日でも食事を与えて厚遇し** 改宗の世話、 貧者の訪問、 告解や葬儀の準備、 各地からの来

ろ確定しがたいが、 大きな木造の会堂を建てた。区域は現在のとこ 現在の市民会館横のあたり

来た際に宿泊すべき館を建て、そこには石と樹

木を組みあわせた日本風の庭園を設けた。会堂

といわれている。

会堂の傍らに司祭や修道士が

投じ、それからというものは武士たちが身分・貧富の別なく埋葬に際して援助するのが習慣になったという **うこの主君の行為を見て、武士たちは競って埋葬の穴を掘り、貴婦人たちも手に手に土を持って死者の穴に** と呼ばれる人びとの仕事とされていたが、ある二人の貧者が死亡した時、ダリオと右近父子はそのフイジリ フロイスは特記している[曹上]。また、当時の風習として葬儀の棺を扱ったり墓を掘るのはフイジリス(聖) 情をよせ、再婚の世話をするなど徹底して保護した。このことは当時の日本の習慣としては稀なこととして し、天正七(一五七九)年には領内の信者八千余人に達した[五七七]。この年ダリオは信長によって越前に配流 スに代わって二人で棺をかつぎ、居合わせた一同をびっくりさせた。領主が名もない貧民に敬意を払うとい となったもので、さらに六、七千人の受洗志願者がいた[書上]。 巡察師ヴァリニァーノを迎えて高槻で 盛 大 されたのであるが、それでも翌八年には信者は一万四千人に増加した[五八] 。そのうち三千人はその年信者 [書上]。 封建社会にあって、自ら封建的特権意識を放棄し、人格平等の思想を身をもって示したことになろう。 同上]。 高槻に教会が建てられ、ダリオや右近のキリシタン教化活動が活発化するにつれ、信者は加速度的に増大

セミナリオ れた。天正九年までに少なくとも二〇以上の教会が領内に設置されていた[ロイス『日本史』]。 信者の増加にともない、高槻の教会だけではまにあうはずはなく、領内各所に教会が建てら

三千人を越えたといわれる[六二九]。

武士はすべてキリシタンであった[슢世]。その年受洗したものは二千五百人で、さらに洗礼を受ける者は毎

な復活祭を催した天正九年には、領内二万五千人のうち一万八千人がすでに信者になっており、貴族および

日絶えなかったという[書上]。右近が明石へ移封される直前の天正十三(一五八五)年でさえ、受洗者は年間

下畠 十四歩 もあれ

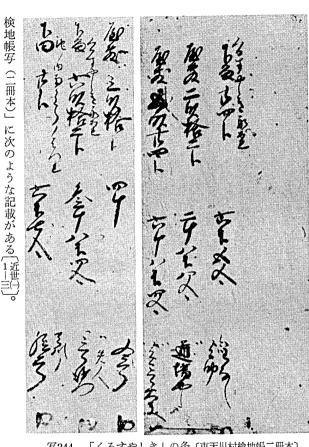
六升五合

「今ハ与助」主なし

下畠 六畝拾二歩

参斗八升四合

三郎衛門のたの「失人」



天正十四 (一五八六)年 変貌したものであり、 べきであろう。 していったからとみる 自体が無用のものに化 どが改宗すれば、寺院 よりも、住民のほとん による寺院破壊という る[六二]。これは右近 キリシタンとなってい までに六○余人の僧が これらの多くは寺院が 「文禄三年東天 川 村

教会のあったことを示唆する。このほか右近の領内であった茨木市山間部や高山地方に「くるす」・「くるす か、あるいは別の理由であったかはさだかでないが、文禄三年直後に失踪したらしい。三郎衛門の名が出る おそらく教会のあった場所で、三郎衛門なる人物はキリシタンであったかもしれない。それが露見したため のはこの一筆のみである。野田のような一小集落にも教会があったということは、高槻領内全体にかなりの ったものであろう。ちなみに与助は文禄三年には一町八反余の田畑を耕作していた上層農民である。後者は 会らしきものがあった場所が、キリシタン弾圧で「主なし」となってしまい、やがて与助なる人物が買いと この二カ所の地は、高槻城下から東へ約二キロメートル離れた野田の集落のあたりである。 前者はもと教

谷」・「だいうす」など、キリシタンに関係する地名が残っている。

このような信者や教会の増加、セミナリオの充実などにより、高槻は京都・大坂・堺と並ぶ近畿地方のキリ だいに良好な成績をあげ $\left[\frac{1}{1}\right]$ 、修道士不足の時にはこの高槻セミナリオから応援が出された $\left[\frac{1}{1}\right]$ 、だいに良好な成績をあげ $\left[\frac{1}{1}\right]$ 配流されていたダリオが高槻に帰り、右近とともにセミナリオを管理した[中世 五九]。 セミナリオの生徒は 教えられていたという[六|七]。 教理研究の中心となったのはセミナリオである。 本能寺の変に関連して安土 及のみでなく、教理の教育も重視されていた。天正十一(一五八三)年に、ある司祭が高槻の修道士ビセンテ 天正十一(一五八三)年の頃で三二名、うち一二、三名は一七、八才の秀才であったという[归]。セミナリオはし のセミナリオが焼失したが、右近はそのかわりに高槻城にセミナリオを移転・再建し、信長によって越前に と共に山間部のキリシタンを訪問して約一カ月滞在したが、教理についてこれ以上教えることがない程よく これらのことは高山氏の領内におけるキリスト教の浸透ぶりを示しているが、単に信者の増加と教会の普 (字世九**)、**

「わがイルマ

ン



後のキリシタン弾圧の中で、右近が領地

八月高山右近は明石へ移封された。その

を没収され流浪ののち前田家に預けら

病死したことは周知のとおりである。 れ、やがて国外追放の身となりマニラで 観を呈していた高槻であるが、その年閏

が駐在した[六二九]。

伏 キ リ 天正十三 (一五八五) 年あ

たかもキリシタン王国の

スト教布教の拠点となり、それぞれ司祭

が、これまたキリシタンの模範とうたわれた父ダリオとともに高槻を去ったということは、 坂に移されたこととともに、高槻のキリスト教に大きな影響を与えずにはおかなかった。 (修道士)のうち何人も彼に勝った者はない」[詞]と フロイスから評された右近 「領主または将軍といふよりは寧ろ 修道 セミナリオが大

個人的信仰までも禁じたものでなかったにせよ、はじめて公的にキリシタン教会に圧力をかけ たもの であ (一五八七)年、突然「伴天連追放令」と「キリシタン禁制」を発してキリスト教弾圧の第一歩をふみだした。 仏教を自己の支配下に置くことに成功した豊臣政権は島津服属によって天下がほぼ確実となった天正十五



写246 安満浄誓寺(市内安満北の町

否した。そこで領主たちもその決心を見てあえて彼らを

てぬことを誓い合ったのみならず、異端者との雑居を拒

「ある者なお宗門のために精進し、互いにその信仰を捨

天正末年の高槻の様子について日本邪蘇会年報

は

見えたという[唇上]。 同八年に京都の 神父が右近の旧領を訪問した際、 山間部にはかなりの信者が残ってい たが、全体としては信者の数は確実に減少しつつ 信者は異教徒の胸には蕀の叢林中の薔薇のごとく輝いて 入ることは許されなかったという[本切支丹宗門史』]o

そこの住民はすべてキリシタンで、未信者が彼らの中に

五(一六〇〇)年一神父が高槻の山間に入りこんだ時も、コの二人がいた。」 [※四級一『近畿キリ]と報じている。 慶長強いることもなかった。指導者としてジョアキノとロツ

ったのである。

なったりするのも必然であった。おおっぴらな信仰がしの「くるすやしき」が「主なし」となったり「失人」とり、各地の信者に影響を与えた。先にみた東天川村野田

間に培われてきた高槻の信仰の火はすぐには消えなかだいにむずかしくなっていった。それでも 一〇数 年

照。 ある スコ・シャ 逆吊 戸幕府のキリ は偽装してキリシタンの信仰は続いた。 斬首などの残虐刑に処された[雷上]。しかし厳しい禁制下にもかかわらず、 ・ヴィ ェ シ ル画像」をはじめとするおびただしいキリシタンの遺物はそれを物語っている[『炭木市史』参 タン弾圧はより徹底したものであった。 高山氏旧領の茨木市の山間部で大正期に発見された「フラン 宣教師や信徒は見つけしだい火 あぶ おもに山間 に **り** 水 뱐

山寿ぎ、 留登路命へ 世初期日本関係南蛮史料の研究』所引」 もしそうだとすれば松田毅一氏も指摘するように「余程の専門家の偽作 と文研究会報文〓―2)―松田毅一『近〕。 もしそうだとすれば松田毅一氏も指摘するように「余程の専門家の偽作 と 年正月一日から十二月二十六日までの信者会合の心覚の体裁である。 謂わねばならない」[唐上]し、誰が、 従来潜伏キリシタンの文書として扱われることがあったが、 かい ないようにということを談合したとか、 移したとか、 致している。 昭和八(一九三三)年頃安満浄誓寺で発見された「キリシタン・ 砂 年の京阪信徒代表二十六殉教者列聖請願書[係南蛮史料の研究』所収、年の京阪信徒代表二十六殉教者列聖請願書[松田毅一『近世初期日本関 (四条畷市) 池上登明、 勝龍寺の修道士木村見化留、 そのほか修道士泥伍の西国下向の送別会とか、イエズス会 なかなか徴に入り細にわたっている。 の衆、 堀田平土路など一○数名の名もあがっているが、 伏見の衆、 いつ、何のために作成したかが問題となろう。 勝龍寺の衆、 河内の阪場留登路命、 会合場所は弥左衛門寿庵宅であったが十一月末になって 近在の衆などが多数参会した旨記されてい 近年それが偽作と断定されずた「今井湊「パウロ人見 枚方の鍵屋志門の個人名があげられているほ カレンダリヨ 集まったものとして山城伏見の野 うち真山**、** の連名の中にみられる姓と 霊名 (コンハニャ派)以外の派に同調 (人見ポーロの暦)」[六四三]も 池上、 内容は文禄三(一五九四) 堀田らは慶長八(一 る。 山 また、 対如庵 口場, 真 に



苦悩の色濃い 写247 、右近像(大阪南蛮文化館所蔵)

ことは以上にみたとおりであるが、そ

人間的素質におうところが大きかった

のことと封建領主としての立場がどの

守・右近父子の宗教的熱情とすぐれた

べるが、ここで封建領主高山氏とキリスト教とのかかわりをみてみよう。 時には相互補完的であるとさえ思われたのである。 高山氏の領主的側面については次々節に述 であることとキリシタンであることと

くとも天正中期までの彼らは封建領主

では不遇に終った彼らであるが、少な

封建領主たりえなくなり、

世俗的意味

あくまで貫いたがために、最終的には ようにかかわるのであろうか。信仰を

収 〕。たしかに鉄砲をはじめとする物質的なもののみならず、シャヴィエ版所。 マメード、 易に助けられて布教を進める」という教会側の基調とが合体したものである [岩波講座『日本歴史』9、昭和五〇年易に助けられて布教を進める」という教会側の基調とが合体したものである [高瀬弘一郎「キリシタンと統一権力]― 江戸時代初期にいたるまでの対外交渉の基調は、「貿易のために教会と妥協していく」統 ル以来の天文学、アルメイダ以来 権力側と、「貿

封建支配と

高槻におけるキリ

リスト教

教の盛況が

高 山 飛 ス 騨

的魅力を失った時、 る」とみた〔的交渉〕―同氏『切支丹史の研究』所収 〕 たしかにこのような精神的魅力をキリシタン思想の中にる」とみた〔海老沢有道「武士道と切支丹との倫理思想〕。 察し、「封建制の止揚に於いて、或は大義に殉ずる滅私的精神と誠心とが此の両者の共有する中心的生命であ らえたのであろうか。この点に関連して、海老沢有道氏はかつて日本武士道とキリシタン思想との交渉を考 大名は、最終的には支配者たることを捨ててもキリスト教徒たることを選んだ。 的魅力から信仰の道に入った庶民が信仰を維持することは当然のこととしても、 たせたことは事実であろう。 の南蛮医学などの学問 いだした武士は、高山右近を含めて多数いたであろう。 上層武士の多くは信仰的に冷却し、 科学技術なども含めて、 したがって集権的封建制が樹立され、 当時の封建支配層にキリスト教のもたらすものが魅力を持 棄教していった。 キリシタン抑圧の方針が表面化し、 物質的· 高山右近をはじめ幾人かの キリスト教の何が彼らをと 実利的というよりも精神 ス.

対等にわたりあった一向一揆や本願寺の強さはここにあった。天正五(一五七七) 年修道士ロレンソが高槻に 必要があったのである。坊主と年寄と長を門徒にすれば村をつかめるといったのは蓮如であり、 支配を維持していたとしたら、戦国大名にとって直接耕作農民を把握するためにこの体系を一たん破壊する ると、高山右近を含めて若干の大名が教権的支配のためにキリスト教を選択したということもみのがせない ランシスコが報じている[五六九]。「重だちたる百姓」=有力農民を掌握することが農村を把握し、 来た時、 『講座『日本歴史』9昭和三八年版、所収 〕 すなわち、当時の在地領主が仏教信仰、とくに一向宗を支柱として農民藤谷俊雄『キリスト教と封建支配』─岩波』。 すなわち、当時の在地領主が仏教信仰、とくに一向宗を支柱として農民 しかし領域的な封建支配が教権的支配とむすびつくことによってはじめてその支配を貫徹することを考え 右近が 「重だちたるフィ アクショ (百姓)を招き、彼らに説教を聴聞せしめ」たことをジョ 領国支配を 戦国大名と ァ

くキリシタンとならんことを」欲し、自分も全力を尽すであろうと述べ[青疸]、そして、「其約束に背かずデ ことを命ずる一紙を与」「「スコ書簡」」えたり、オルガンチノが謝意を表するために彼を訪ねた時、「領内の者悉 た[五六九]ことのある荒木村重でさえ、高槻城を訪ねた時、「一向宗と称する宗派の徒一同にキリシタンとなる たまキリスト教布教が有効な手段となったといえる。 一時は全領民に「阿弥陀の宗派」(一向宗カ)を強制し 安定する道だったことを考えれば、領内に浸透していた一向宗に対抗して一円的領国支配を築くために、たま

吉の全国統一がほぼ確立した段階でキリシタン弾圧の第一歩がふみだされたのである。ところが領域支配の ウスの教を其国内に弘むる為め設備をなした」「チェノ書簡」」という。 過程でキリシタン信仰を自らたかめ深化させて来た高山右近の場合は、「ヒユーマニズムに徹すること に よ ってはそうした状況がかっての一向一揆ないし本願寺王国の状況と同様に映ってくる。先にもみたように秀 ところが、領内のほとんどがキリンタンといわれるほどの盛況をみせると、さらに上の全国統一権力にと

第四節 豊臣政権下の高槻

って、期せずして自己の階級的立場を否定」[前掲論文]してしまったといえるであろう。

井順慶 本 能寺の変 池田恒興・中川清秀・高山右近らに秀吉を応援せよと命令し[ハ・五八九]、 自ら嫡男信忠をつれて安 天正十(一五八二)年五月なかば、 めの毛利数万騎の大軍と対陣して、信長に再三援軍を求めた。そこで信長は明智光秀以下筒 毛利氏の先陣備中高松城を水攻めにしていた秀吉は、 だことになるぞと清秀に思わせるところにあったのであろう。 りからんなら はちゃるを ねうしょうつく りていらんれ ファーザン とうかいかとうと てのなしい うしゅから 上版子をい かん しつりらるあず

豊臣秀吉書状 〔折紙〕

松城主清水宗治の首を塩漬けにして桶に入れ、「信長にお目にかけよ」と使に持たせていることもあわせて、 は、信長の生存をほのめかして、 高松における講和条件として四日切腹した高 明智の誘いにのったらとん

今帰りつつある」と述べている。

この欺きの書状のねらい

油断なく注意されたい」 とぬけぬけと 嘘をつき、「われらは れもなんの障りもなく難をきりぬけて近江へ退いた、貴殿も 今に残されている[梵書]。それ に よる と「信長父子はいず を知らせているが、それに対する六月五日付の秀吉の返書が 事件を知らせた。隣の茨木城主中川清秀も秀吉のもとへ事件 た高山右近は、すぐ高槻にむかってひきかえす一方、秀吉に 長の京都到着より二、三日前すでに出発して西にむかって 明け方に突然本能寺を襲って信長を自害させ、さらに二条城 国出陣と称して丹波亀山城を出発した明智軍は、 土城を出て京都に入り、 宿所本能寺に留まった。 六月二日 ところが の

中

・同五九八[参考]など多数]。 すぐ急使がとんで、 三日夜遅くに・『信長公記』・中世 五九〇]。 すぐ急使がとんで、 三日夜遅くに に居た信忠を囲んでこれも自殺させ て し まった [『多聞院日記』

は信長死亡のニュースが秀吉の耳に入って いる[『川角太]。信

同じような内容の返書が出されたであろう。京都にむかう最前線としての摂津を、秀吉は是非とも確保した まさに「敵を欺くにはまず味方を欺け」の孫子の兵法そのものである。高山右近に対しても清秀に対すると

強行軍なので、秀吉自身が籠に乗っては正体もなく眠りこけ、馬に乗ってもたわいもない居眠りで四、五回 利と講和を結び、五日午前二時ごろには高松を出発し、昼夜兼行の強行軍で姫路域にひきあげた。あまりの 線を張って追いかえし、明智から毛利方への使者は切って捨て、信長の死を自軍にさえひた隠しに隠して毛 あわてていたかは想像できよう。 も落馬するありさまだったという[『高松城攻]。 真偽のほどは別としても、 光秀に先をこされた秀吉がいかに 「信長死す」の急使は西にむかってひっきりなしにとんでいるが、秀吉は毛利方に知られないために 非 常

とがあっても、光秀には加担しないようにと、右近に書状で勧めている[・ヲロイス『日本史』]。秀吉の諸 大名 ンティーノを介して工作しようとしたが、オルガンティーノはたとえ光秀が宣教師たちを十字架にかけるこ に手をうちだしたのはようやく京都にひきあげた九日ごろからだったらしい。右近に対しては宣教師オルガ フロイス『日本史』 ∫。フロイスが「明智が盲目であって直ちに同国の諸城を占領させなかったことはその 滅亡・六○四·六○七· ∫。フロイスが「明智が盲目であって直ちに同国の諸城を占領させなかったことはそ の 滅亡 り、右近の留守を守る高槻城では時宜に適した返答をしたので、光秀はますます安心したようである [五九九 の因となった」[六〇四]と伝えているように、光秀は安土城を乗っとり近江をおさえることに懸命で、諸大名 ていたきらいもある。彼は変の直後に高槻に対して「少しも心配せず依然城を守るべし」と伝えたほどであ 明智方からの高槻に対する働きかけはずっと遅れた。光秀は右近が当然自分に味方するであろうと計算し 安(重然)を通して、秀吉が清秀に人質を要求したところ、清秀は立服しながらも家老の子を差しだし たと

写249

ことだ、とフロイスは記している「フロイス『日本史』」。しか ばかりの騒動を演じ動揺を来たすということは驚くべき

領

が横行し、まるで地獄全体が開放されたかのようだ、

た

信長の死亡が伝えられると、各地で殺人・掠奪・強奪

った一人の人間のためにこれほど多数の諸国が転覆する

工作の方が一歩も二歩も先んじていたのである。

山 崎 合 戦 戦を急ぐ秀吉は破竹の勢いで東上し、六

ったという [中世 六〇四・ァ]。 信長亡きあと後継者は誰か。 光秀との決

城主が留守である高槻城に集まって高槻防衛の態勢をと 民は自分たちの家を放置してまで自発的に武器を持ち、 し高槻では全く対照的にそのようなことはおこらず、

方を誓ったが、秀吉は「無道者の光秀と御同心はあるまじく候。幼少の子ども達、はや~~城え御戻し候へ」 と人質は問題にしなかったという[『刑典太]。もっとも一説には清秀の妹婿でこれまでも関係深かった古 田 尼崎におもむき、それぞれ子女を人質にたてて秀吉に味 景

月十一日には尼崎に到着した。高山右近・中川清秀らは

78 I

から講和の申し出があっても翌朝まで起きようともしなかったという[六O四]。 敗色明らかな光秀は近江坂本 攻略以来の強行軍で、当日戦ったものも後から来たものもくたくたに疲れはてていたようである。 の上でも圧倒した羽柴軍が勝利をしめ、夕刻には明智軍の本陣勝竜寺城を包囲した。しかし羽柴軍も高松城 柴軍二万余、『兼見卿記』でも羽柴軍二万余とさまざまである。激戦約二時間あまりののち、士気の上でも数 隊は二千だったという[一・五九三]。フロイスの『日本史』では高山隊は一千余名であり、全体の数について 出して天王山を占拠、 との間に山崎で戦端がひらかれた。高山隊は中央山崎の町に進出して宝寺南門を固め、中川隊は山の手に進 夜のうちに富田から芥川・天神馬場・山崎にかけて陣がしかれ、翌日勝竜寺城を拠点として布陣する明智軍 という右近の主張が通って、一番高山右近、二番中川清秀、三番池田信輝という先鋒隊が編成された。 いう[閑話]。翌十二日作戦会議がもたれ、右近・清秀らはそれぞれ先陣を主張しあったが、 敵陣に近い順だいの[『烈公]。 『明智軍記』では明智軍一万八二〇〇余、羽柴軍二万七千余、「フロイス書簡」[kOセ]では明智軍一万、羽 池田隊は川の手淀川沿いに進出した。明智軍一万六千に対し、羽柴軍四万、うち高山 勝竜寺城 そ

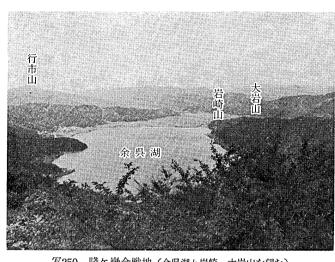
は高山 『兼見卿記』・)。 本城を攻めさせた[『兼見卿記』]。 百姓が拾ったという光秀の首はようやく十五日に本能寺へもたらさ れ つけた光秀の家老明智秀満(弥平次・光春)が守っていた。「フロイス書簡」によれは、坂本城攻めの先頭 .崎合戦で勝利をしめた秀吉はさらに追い討ちをかけ、光秀の死亡がまだ不明であったので、 .右近・中川清秀らを丹波亀山城攻撃にやる一方[『中川]、自ら三井寺(園城寺)に陣をとり、堀秀政に その日のうちには秀吉の陣する三井寺に知らされたであろう。坂本城は安土城より急遽 翌十四 た。 日 は け

にむけて敗走中に山城の小栗栖付近で農民の集団に襲われて命を断った[虚鑑]:『甫]。

は ふたたび彼の両親・姉妹と暮すことになったのである。 信長の死によって解放され、

V

飛騨守は、



明智を討った秀吉方の主だった諸大名は、同月二十七

伝えている[『多聞院]。

方天焼也ト申」と、坂本城落城のようすを興福寺英俊は イスの作為であろう。「今日山ニテ見レハ比叡山ノ 東 史』)。 右近は亀山城攻略に出かけており、 これはフロ『日本」。

子を殺し塔に火を放ち、自ら切腹したとい う [ヮロイス こに来れ」と叫び、沢山の黄金を窓から湖に投じ、婦女 高山右近の隊であり、秀満はそれを見て「高山右近殿こ

分のうち千石、都合四千石を加増された[「塚本文書」・]。か くして右近は秀吉配下の大名となり各地に転戦した[宍世 里高山の地である摂津能勢郡のうち三千石、近江佐久間 協議した。このとき高山右近は高槻城を安堵された上、郷 日尾張清洲城に集まり、 信長によって越前柴田氏のもとに預けられていた高山 六二六・六二七・六二八など、)、六〇八・六〇九・六一一・六一。 信長の継嗣と遺領処分について

妻マリアおよび二人の娘を伴って高槻へ帰ってきた「『日本史』」。右近

賤ケ岳合戦

一一・六一七)。この合戦に高山右近も一一番手として参加し、岩崎山に砦を築いて柴田軍と対した。同月二八・六〇九・六〕。この合戦に高山右近も一一番手として参加し、岩崎山に砦を築いて柴田軍と対した。同月二 清秀の陣どる大岩山を急襲した。清秀は勇敢に突撃して奮 戦 し た が、敵の多勢の前にあえなく 戦 死 し た 十日柴田軍の佐久間盛政は、寝返って来た山路将監の情報にもとづいて、秀吉方で最も手薄とみられた中川 発展した。翌天正十一(一五八三)年四月に賤ヶ嶽において大決戦が行なわれたのである[六〇 清洲会議ですでに冷い対立が表面化した柴田勝家と羽柴秀吉との関係は、遂に熱い対立へと

嶽の本城にいた桑山重晴が、中川・高山の両砦が急ごしらえで手薄なのをみて、本城へもどり合体して戦お 記録によって大きく異なる。『余吾庄合戦覚書』などでは右近の行動は極めて不評である。すなわち、賤 清秀が急襲をうけたとき、峰続きの岩崎山に陣どっていた右近がどういう行動をとったかについては、 諸

逃げてしまったというので ある。「兎ニモ角 れると、右近はわが方がまだ襲われてもいな ら、こちらはこちらで防ぐ」と答えて合流し だが高山も引きあげるというなら承知しよう いのに羽柴秀長の陣どる田神 なかった。ところが清秀の大岩山砦が急襲さ と答え、右近は「要害はそれぞれの責任だか **うと誘ったところ、清秀は自分だけではいや** (田上) 山



図197 (滝安寺文書)

V

氏に預けられたとまでいっているが〔六一1〕、これはのちのキリシタン弾圧にまつわって改宗しない 右 ナキ効シ也」と記している。また『明良洪範』は、右近が此時の失態によって秀吉の怒りをかい加賀の ニモ此度高山カ同シ出城ニ有ナカラ、清秀ヲ救ハス、見殺シテ開城退去シタルハ、第一ニ臆病ノ仕方、朋友ニ 近 が

前田氏にひきとられたことの勘違いであろう。

もよく戦ったが、焼き討ちにあって利あらず、右近・清秀とも退却したところ、清秀は再び切って出て戦死 ノ本へむけて敗走したとある。『甫庵太閤記』・『豊臣記』・『豊鑑』・『新撰豊臣実録』などは、右近・清 秀 と 『中川家譜』では、右近は援軍を送りつつ一方では退却を勧告し、清秀がききいれないのであきらめて 木 右近は秀長のもとまで逃げのびたとする。

清秀は戦死したが、この戦闘で多く戦死したのは右近の兵士の方であったというのである〔六一七〕。 六千に対し、清秀・右近の隊は二千、そこで二人は相談したが、清秀はこれまで連戦連勝で来たため圧倒的 奮戦したが利あらず、二、三の供をつれて囲みをやぶり、やっとの思いで奇跡的に長秀陣にたどりついた。 して意見があわず、清秀は右近が卑怯といわれるのを期待してぬけがけに打って出てしまった。右近もよく 不利にもかかわらず戦うことを主張、戦術にあかるい右近は味方が少なすぎるのでこのまま戦うのは無謀と もっとも右近に好意的なのは宣教師の見方で、翌年一月二十日付「フロイス書簡」によると、敵一万五、

出陣先の大垣で聞いた秀吉は軍を返し、二十一日佐久間軍を破り、二十三日には越前北圧へ逃げ帰った勝家 の大軍を迎え討ち、 戦後右近が清秀の子秀政とともに旧領を安堵されていることから、最初の記事はあたらない。佐久間盛政 情勢不利と判断して直ちに長秀の陣まで後退したとみるしかないだろう。清秀の敗戦を

を囲んで自殺させた。

氏のはからいで好遇をうけたといわれる[一・五八五]。 こんなことで彼としては解放されて高槻に帰ったにせ もりも、 うが、飛騨守とて柴田の側に立って戦う気持まではなかったであろうし、秀吉とて部下右近の城を攻めるつ ものにはいちおうの疑いの目をむけたのではなかろうか。賤ヶ嶽合戦のかたがついたのち、五月十六日には うから、彼との決戦は光秀とのそれにつぐ重大事であった。『多聞院日記』によると、捕えられた佐久 間 盛 は、はじめのころこそ監禁されたが、信長の怒りがやわらぐにつれてかなり自由な生活を送り、むしろ柴田 政が柴田の味方を白状したというが[六10]、自供をまつまでもなく柴田攻略にくみせず曖昧な態度をとった る。秀吉にとって勝家がいるかぎり、信長の正当な後継者として振舞うにはいささかひけめもあったであろ よ、積極的に柴田の敵として行動するわけにはいかなかったろうし、高槻に残って静止していた と 思 わ れ 人数を催し、 賤ヶ嶽合戦に際して高山飛騨守は徴妙な立場にあった。数年にわたって柴田氏のもとに預けられていた彼 右近の父をやっつけるまでの気もなく、牽制程度のものだったであろう。高槻はそのまま右近に安 飛騨守がいた高槻城へ押し寄せて圧力をかけた[六一]。高槻城は一時緊迫の色をみせたであろ

うことは、秀吉がこの東摂地域をかなり重要視していたことを示していよう。そのころ秀吉は、右近の支配 他の諸大名がほとんど転封されているにもかかわらず、高槻・茨木がとりあえず旧領のまま安堵されたとい 一臣直轄領 柴田勝家の滅亡によって、自他共に許す信長の後継者となった秀吉は、諸将に論功行賞を行 なった。高山右近は旧領高槻を安堵され、中川清秀の子秀政も父の旧領茨木を安堵された。



写251 羽柴秀勝安堵状〔折紙〕(安岡寺文書)

もない。豊臣直轄地となってより、高槻城へは秀次の実弟羽柴小吉秀勝 勝の死去にともない、その遺領を与えられて丹波亀山城主となった。 がはいった。同年九月、秀勝は安岡寺に寺領安堵状を出し[六三O]、富田 を直轄地とし、子飼の部将に若干ずつ知行を与えて膝もとを固めた。 「天正十八年諸家領地」によると「摂津高槻 のあと高槻へ誰が 派遣されてきたか 未詳であるが、『天正年中大名帳』の いる[六三1]。同年十二月、秀勝は秀吉の養子となっていた同名の於次秀 の掟を出している[六三] 。富田へは秀勝家老衆の連署添状も添えられて の宿場には「無座無公事」をはじめとする町の保護を目的とした七カ条 臣政権の基礎固めにおいて、摂津が重要な位置にあったことはいうまで て足かけ一三年続いた高山氏の高槻支配は終った。秀吉は摂津の大部分 に秀吉は高山右近を播州明石へ、中川秀政を播州三木へ移した。こうし 秀吉は柴田の滅亡の年に大坂城を築き、翌年には徳川家康と講和を結 近畿経営が地につきはじめた天正十三(一五八五)年閏八月二十一日 その翌年に紀州 ・四国を平定すると、 積極的な近畿経営をはじめ 合高一万石 河尻肥前守.

下と思われる富田や上牧、四 ヶ 庄(奈佐原・岡本・氷室・土室・塚原)

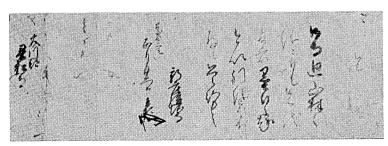
内の某

寺領などに直接禁制や安堵状を下している[六一二・六一六]。

槻・古曽部・上田辺四カ村の水論の請状が「此御意御請申候様子、修理様 となっており、そのころ河尻秀長が在城していたのかもしれない【電税志』 のあとをすぐうけたかどうかは別としても、天正末から文禄のころ依然と 対して山内の中に茶園を開いてもよい、自分が代官の間は保証するという して直轄地であり、秀吉の代官が高槻に滞在していたのである。 江被仰上可被下候」[f東書]]と述べていることからして吉田勝治が羽柴秀勝 意味の書状を出しており[タニサイト]、また、それより先天正二十年、芥川・高 つぎに文禄二 (一五九三) 年十二月には豊臣代官吉田修理亮勝治が霊松寺に 文禄四(一五九五).年新庄駿河守直頼が高槻へ移された。そのころ直頼

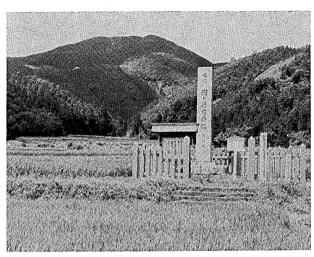
秀吉御伽衆の一人である[『太閤さま軍記のう]。彼はその年十二月富田の宿場 仕えたの 波瀾と栄光の生涯を閉じたが、新庄直頼は高槻城主としてそのまま秀頼に の墨付の趣は変らぬことを伝えている[大書]。 九七) 年一月には、霊松寺に対して寺廻り 山林の儀については 先の代官衆 第」と従来のしきたりを認めている [幸彦[富田史談]所収]。 また 慶長二(一五 に対して、先の秀勝の掟を裏付けるかのように「諸式之儀、従来之有来次 翌慶長三年八月、 秀吉は

方亀岡地方では光秀の滅亡後、信長の第四子で秀吉の養子となってい



は

写252 新庄直頼書状〔折紙〕



写253 関ケ原合戦地 (岐阜県不破郡関ケ原町)

玄以在城であったかと思われる[『大日本]。

田徳善院玄以法印」とあり、天正十八年にはすでに前

「天正十八年諸家領地」では「丹波亀山

合五万石

前

様御代」と記されている[ʃ中舎家]。 また、先に 引いたは、天正十七年の代官は生熊源介といい、のち「徳善院が前田玄以が在城している。田能村ののちの訴訟文書に

の不足を申したてて秀吉の怒りにふれ、

た羽柴於次秀勝が亀山城に入城し、この地域を領した。ところがさきにもみたよりに秀勝は短い

かわって同名の羽柴小吉秀勝が高槻城から移って遺領を継いだ。ところがこの秀勝は同十七年七月領

所領を没収された[『多聞院]。 その後、

入城の時期は

確か

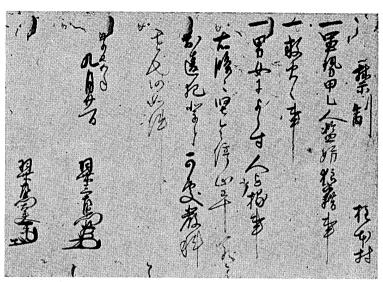
で

はな

生涯を

閉

にかわって次代の最高支配者の地位に家康がつくか、あは九月関ケ原において激突したのである。まさに、秀吉だいに家康に移りつつあった。豊臣家の将来を案じた石だいに家康に移りつつあった。豊臣家の将来を案じた石だいに家康に移りつつあった。豊臣家の将来を案じた石田三成らは、毛利輝元を盟主として家康打倒計画を進田三成らは、毛利輝元を盟主として家康打倒計画を進田三成らは、毛利輝元を関する。まさに、秀吉の死とともに、諸大名の対立矛盾が関ケ原合戦、秀吉の死とともに、諸大名の対立矛盾が



写254 福島正則・池田輝政禁制(葉間家文書)

五日の朝からほぼ半日ほど一進一退をくりかえしたが、結束力に劣る西軍は大敗を喫した[『関原始末記』]。が、結束力に劣る西軍は大敗を喫した[『関原始末記』]。のために働いた。そのため勝利の翌十六日に家康の前に召出されて懇ろに感賞を受け、在所の富田の方が心元ないので早速帰って堅固に守るよういわれて禁制の朱印状を与えられた[「諸由緒」「家伝史料」]。 清禁制の朱印状を与えられた[「諸由緒」「家伝史料」]。 清禁制の朱印状を与えられた[「諸由緒」「家伝史料」]。 清神宗母』によれば、その時の禁制は慶長五 年九月十六日付で、軍勢甲乙人等の乱暴狼藉・放火・田島作毛刈取・竹木剪取などを禁じたもので、近江・山城一帯の各地に出されているものと同日付・同文のものである[神村孝也『徳川家康文]。

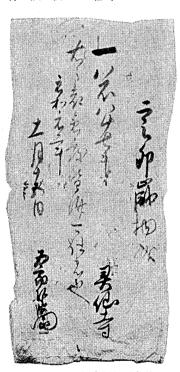
関ヶ原合戦で敗れた西軍はちりぢりに敗走した。

りの「天下分け目」の決戦であった。戦いは九月十るいはそれを阻止して誰がつくかを決定する文字通

ている[[葉間家]。これは乱暴狼藉・放火・人身捕縛を禁ずるというものであり、平穏を望む柱本村の人 たち 撃態勢をとる一方、福島正則らに先駆を命じ [[文書]]、十九日には福島正則・池田輝政に京都守衛をさせて が献金もしくは兵糧を提供して諸軍勢の乱暴や強引な人夫徴発などからの保護を求め、それに対して交付さ る[末記云ど]。二十三日には正則・輝政らは大坂城に入っているので、彼らの隊は二十一日ころ 高槻辺を通(『関ケ原始]。二十三日には正則・輝政らは大坂城に入っているので、彼らの隊は二十一日ころ 高槻辺を通 おそらく十七、八日ころには敗軍の兵が高槻を通過して酉へ逃れたであろう。十八日には東軍は大坂への進 きるのはより強い力であることを肌で感じていたであろう。 る軍とのちがいは歴然としていたにちがいない。営々と農事にいそしむ人たちにとって、自分たちを保護で れたものであろう。村人にとって関ケ原合戦の結末はまだ知らないまでも、敗走する軍とそのあとを追撃す 過したのであろう。柱本に福島正則・池田輝政の連署で慶長五年九月二十一日の日付のはいった禁制が残

○日と或じて云寸って藤野保『四石を没収、五家二一六万三、一匹八八家の領地、四一六万一、○八に八八家の領地、四一六万一、○八

を没収され、身は会津の蒲生秀行で西軍に応じたため、敗戦後所領係制史の]。



写255 霊仙寺村年貢免状 (霊仙寺文書)

衛門らの名が代官としてあがっている[「高槻村村誌」・「芝生村」。 除する旨の安堵状が出されている[ケ妄≧す]。 明治初年の 各村誌によれば、右の ほかに 内藤修理亮・米津清左 に対して年貢免状が出されており[〔霊仙寺]、翌二年には北見五郎左衛門勝忠の署名で 安岡寺に 屋敷年貢を 免 の に預けられた。そのあと高槻は徳川氏の直轄するところとなり、徳川の直臣が入れかわり代官として赴任)陣のころ高槻の城番を勤めている[『寛政重修]。 五郎左衛門尉の署名で 元和元(一六一五)年十一月に 霊仙 青山常陸介忠成は関ヶ原合戦後、 茨木・高槻両城を按察しており、 喜多見(北見)五郎左衛門勝忠は大坂

第五節 封建領主と検地

めた大きな力となったのである。 じて実現する年貢収奪であった。そのため検地が行なわれ、この検地が封建社会を中世から近世へおしすす の Щ 右 近 戦国期以来はなばなしい戦乱が続くなかで、封建領主が自己の地位を確保しうる要因は、 級領主の実力によるバック・アップである一方、彼自身の実力による領民支配と、それを通

の今西文書などから天正八年検地の可能性はあるとされている[極の基礎構造]]。 は高山右近が検地を行なっている。高山右近が本山寺にあてた書状に「今度検地せしめ候といえども」「五六七」 (表一〇)。摂津の平定にあたってそれを実施したかどうかは今の所確証はないが、 信長も全国統一の過程において勢力下に入った各地で「指出」を出させ、ときには検地を実施している。 摂津国内の個々の大名として 神戸の須磨寺文書、豊中

寺

総田検地・指出一覧

32.1	IO MALIN	大地 1日江	見
年 代	国 名	内 容	出 典
永禄11(1568)	近江	指出	橋本左右神社文書
永禄12(1569)	伊勢	検地	当代記
元亀 2(1571)	伊勢	検地	北畠物語
天正 3(1575)	山城	指出	小林文書
天正 4(1576)	山城	指出	森 文 書
天正 5(1577)	越前	検地	劔神社文書など
天正 8(1580)	播磨	検地	太山寺文書
	大和	指出	多聞院日記など
	摂津	検地	須磨寺文書
天正 9(1581)	丹後	検地	細川家文書
	和泉	指出	信長公記
天正10(1582)	能登	指出	国分区有文書など

(注)

脇田修『織田政権の基礎構造』より転載

槻支配がより独自性を強めた天正七年以降とみた方が 敗走し父飛騨守が信長によって越前に流され、 荒木村重の影響下にあった時期よりも、村重が摂津から を高山右近独自の立場から行なった検地であろう。 であることからしても、天正九年以前と考えた方が あろうし、記載様式が太閤検地帳とはちがう独自のもの 考えると豊臣政権下であり、太閤検地の規制をうけるで の間に行なわれた検地とみるほかない。天正十年以降と として出発した天正元 (一五七三) 年から、同十二年まで であるが、右近が飛騨守から家督を譲られ、高槻城主 い。おそらく織田政権下にあって支配をまかされた地域 この検地帳は表紙・奥書を欠いているため年代は未詳 須磨・ 豊中の例からも天正八年検地 の 可能性が 右近の高 また ょ 強

という文言があることなどから、高山右近が検地を実施したことがあきらかとなっている。その検地帳の一 という文言があり、また後世の東天川村農民口上書写に「御検地帳たかやま帳にて五わりましニならし申候」(高 当)(割・増)(均)

つと目される東天川村の検地帳が現存している[ユロサト]。

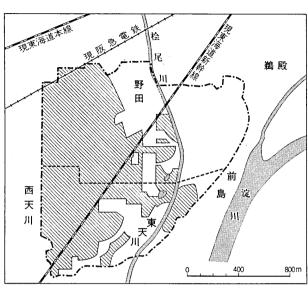


図198 天正年中東天川村検地帳の記載範囲

物成銭がついていないので、 というように、小字名・等級・面積・分付主・分 下 下 だもので、図一九八のような範囲となっている。 記載様式は 物成銭・名請人が記されている。 大かわら

反目 畠

地頭分

六升二合五勺

同

人

畠の場合は

反小十七步

もりた分

百升一 卅九石 文合二 五斗 勺一

一郎衛門

はのちの「畝」 なごりである段銭であろう。 とんど「反目」の単位が使用されているが、これ の単位に相当する。 この物成銭は中世 畠面積の表示にはほ 一反目は約三

般に検地というのは土地の生産力を把握し、 農民と土地を結びつけて直接に支配することを目的として

六歩である。

面積表示の小というのは

大・

半

小

の単位の小で、大は二四○歩、半は一八○歩、小は

一〇歩のことである。

についてみる

Ł

この天正の東天川村検地帳の範囲

含んでいるように、この検地帳も野田地域を含ん

のちにみる文禄三年東天川村検地帳が野田を

名の名請人から二二石余のうち幾分かを手許に収に二二反余、分米二二石余の分付主であり、一一

であろう。中に含めて扱われるようになったことを意味するがあるということは、段銭が恒常化され、年貢の

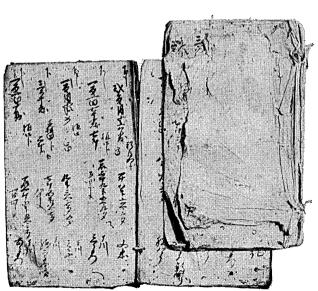
本来、即位・大嘗会・将軍宣下など重要な催しに際して臨時に賦課されるものであった。この検地帳に記載

りである段銭の記載があったり、領主と農民の中間に分付主の記載をしているものが大部分である。

段銭は

しかしこの東天川村天正検地帳は、のちの秀吉以後の検地帳と異っており、田については中世のなご

高山氏支配下 東天川村天正検地帳に記載されの 在地 構造 ている分付主はさまざまであい、かつて荘園領主や荘官であったと思われる本り、かつて荘園領主や荘官であったと思われる本たっている。また「森田方給之田」「西方給之田」などの記載からみると、彼らはたっている。また「森田方給之田」「西方給之田」、たっている。また「森田方給之田」「西方給之田」、たっている。また「森田方給之田」「西方給之田」、たっている。また「森田方給之田」「東天川村天正検地帳に記載されるの方ち森田氏の場合をみると、表一一のよう



写256 天正年中東天川村検地帳(森田家文書)

表11 東天川村天正検地帳の森田分付分

場所	等級	面積	分米	段銭	名 請 人
大かわら	下	反 歩	石 合	文	一
こひやうふ	中	1. 137 1. 219. 5 130 天河			
	1	252	733. 4	65	"
東ツカツホ	中	340	974	90	"
すへさと	中	240	679. 52	65	"
こもいけ	下々	1.065	1. 043. 2	110	<i>"</i>
なかつつミ	下	120	295. 89	30	<i>"</i>
すなはたけ	下	310	758. 7	80	"
東天河在所	上	1 反目半目	321. 25		
ちん太郎	中	1 反目半目	24]. [5		"
神田	中	312	871.63	100	(森田方給田)/
堤まほり	中	5 反目	815		(もり田土居) 天河 弥二郎
北大かわら	下	320	787	80	天河 左衛門二郎
さんかと	中	1 反目	162. 5		"
"	中	120	544. 2	50	"
ミ こ 田	下	176	425. 02	50	"
三ひやうふ	上	1.000	1. 175	100	〃 太郎衛門
さんかと	中	335	1.009.5	90	"
小はしかつめ	下	15	26. 2		"
堤まほり	中	2 反目	325		"
"	下	2 反目10	145		"
やう嶋	下	1.280	1. 575. 6	160	<i>"</i>
"	下	315	764	85	"
南 き ろ	中	1.306	1. 866. 85	200	ル 又 四 郎
五反田	中	273	785. 16	65	ル 弥 四 郎
西野田ノ田	中	36	46. 5		のた 新三郎衛門
たこ田		1.305	1. 597. 21	200	あまノ宗 全
二条しり	下	1. 340	1. 773	160	〃 与 七
ゑんき	下	315	772. 06	80	今ハ高ノ才 二 郎
たうのうしろ	下	305	745	80	かふり新四郎兵衛
計		約 22.295	22. 477. 48余	2. 070	11人

V 戦国動乱と天下統一

表12 東天川村天正検地帳の弥二郎衛門名請分

表12 未入州引入正长之根 7 1 二届 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						
場所	等級	面 積	分付主	分 米	段銭	
		反 歩		石 合	文	
大かわら	下	1. 137	森田分	1. 219. 5	130	
三ひゃうふ	中	252	"	733. 4	65	
東ツかツホ	中	340	"	974	90	
すへさと	中	240	"	679. 52	65	
こもいけ	下々	1.065	"	1. 043. 02	110	
神 田	中	312	"	871.63	100	
なかつ」み	下	120	"	295. 89	30	
すなはたけ	下	310	"	758.7	80	
中寺田	下	2.080	地頭分	1, 946, 6	220	
大 田	下	345	"	874	90	
二条しり	下	1. 100	. "	1. 118. 5	130	
きたとくたい	中	332	"	847	90	
藪 田	中	163	"	458. 11	50	
もち田	下	342	西方	843	80	
たらのうしろ	下	300	孫丞分	731	80	
おほれた	下	1.040	山城方	973.3	110	
ヤケ	下	1. 300	東方	1.606	180	
(さ) 仏師か□う	下	1. 235	亀丞分	1. 449. []	160	
中寺田	下	340	堂 免	844	80	
こもさう	下	351	甚二郎	875.8	100	
ミ こ 田	下	1. [1. 107	125	
六ノ坪		35 🗍	[]	[]16		
東天河在所	上	1 反め半目	森田分	321. 25		
ちん太郎	中	1 反め半目	"	24[]. []5		
"		4 反め	[]分	650		
大かわら	下	1 反め	地頭分	62. 5		
堤まほり	中	2 反め	西方	325		
東天川在所		2 反め	"	425		
"	上	140		511		
計		24. 231余		22. 850. 13余	2. 165余	

表13 東天川村天正検地帳名請人階層表							
				東天川	野田	計	%
	20石以上			1		1	1.4
157	15石以上20石未満			5		5	7.3
10	"	15	"	5	2	7	10.2
9	"	10	//	1	1	2	2.9
8	"	9	"	1		1	1.4
7	"	8	"		1	1	1.4
6	"	7	"	2	2	4	5.8
5	"	6	"	2	2	4	5.8
4	"	5	"	-1	1	2	2.9
3	"	4	"	3	1	4	5.8
2	"	3	"	5	1	6	8.7
1	"	2	"	11	3	14	20.3
	1 石未満		9	9	18	26. 1	
		計		46	23	69	100.0

寺屋敷・惣作・入作を除く (注)

> 帳からも推定できるので、森田氏は自分の分付 が森田の一族であったことは、のちの文禄検地 七反は弥二郎衛門が名請している。弥二郎衛門

の田畠のうち約三分の一は一族の有力農民であ

の広い有力農民である。 に あわせて二四反余の田 畠を名請し、二二石余の年貢と二貫余の段銭を負担する、村内でもっとも名請面

る弥二郎衛門に耕作権を持たせていたわけであ

名請人弥二郎衛門自身は表一二にみるよう

ているのである。 の田畑の一二名(うち一名は彼自身)の名請人から何程かの収取を行なう有力農民であると同時に、一〇反余の . なる。つまり分付主も名請人も等しく領主高山氏の権力基盤であったわけであるが、経済的基盤としては 畠を耕作する有力農民でもあった。又丞自身多くの耕作地を持ちながら、一方では彼自身が収取者になっ 分付主のなかには同時に名請人であるものもある。たとえば又丞の場合をみると、 領主高山氏は分付主としての又丞も、 名請人としての又丞も、ともに把握せんとしたこと 彼は一方では一一 反余

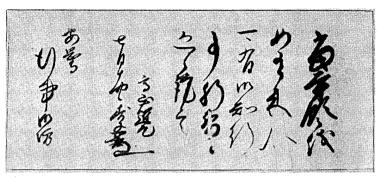
田

記載があり、土居をめぐらした屋敷構えを想定 取する有力農民である。なかに 「森田土居」

であったのであろう。また彼の分付分のうち約

させる。

彼は高山氏の家臣として土豪的な存在



写257 高山右近禁制 (安岡寺文書-東大史料編纂所影写本)

が考えられる。一六世紀中葉には、在地支配のゆきづまりから、土一方では分付主の方からも戦国大名高山氏と結びつくという要素院文書」東京大学史料編纂所影写本】

のような妥協は、各寺院に出された安堵状によっても知られる[中世 そ、 て領主階級の一部にひきこみ、他とも妥協をはかることによってこ 高山氏は彼らと正面から争うことはできず、彼らの一部を家臣とし がって来た有力農民まであり、かつては中世在地領主的支配を強行 るをえず、分付主を認めるという形でしかできなかったのであろう。 えるが、しかしそれは在来の在地構造によって大きな制約を受けざ 点で天正期の高山検地の方式はのちの太閣検地に一歩近づいたとい 農民も含めて、直接生産者を広汎に把握せんとしたのである。この に努めたのと違い、表一三の二石以下にみられるような零細な弱小 である。かつての国人領主や荘園領主が、主として名主百姓の把握 分付主の中間搾取を認めた上で名請人 (耕作農民)を把握してい せんとした高山氏を結果的に追い出したような勢力であったから、 分付主はかつての荘園領主や代官・地頭をはじめ、実力でのしあ 多数の直接生産者の把握がはじめて可能であった。高山氏のこ た

は、 国大名はこの矛盾に苦しんだのである。 なく続くことになろう。 たくわえて領主化し、 すれば、 立っている。 が に期待をもったであろう。 護を期待したであろう。 また村内で新たに生まれてきた土豪 (有力農 られて後退を余儀なくされていた寺社は、 主的側面を持ちながら、 農民から剰余生産物を年貢の形で直接搾取することによって成 封建社会は、 中間得分を認めるような関係を整理し、 たちも、 小 領主の多くが 戦国大名自身にとって家臣層の力を弱めることになる。 戦乱期にあってはそのひよわさ故に戦国大名の持 土豪・有力農民に中間得分を認めると、彼らが実力を 領主と農民という基本的な階級関係があって、 在地を離脱する傾向をみせたが、 やがて主君を倒すという下剋上の風潮は際限 かといってすぐさま中間得分を認めな 国人領主や有力農民 この矛盾を解決するために 戦国大名の強権による保 有力農民を家臣 (御百姓) 同じような らにゆさ 団 に組 つ力 Ú 領

表14 高槻市域の太閤検地 [検地帳保存分]

主

村名	実施年月日	検 地 奉 行	出 典	
東真霊柱唐富服郡土村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村	文禄 3 年10月 3 日 文禄 3 年10月10日 文禄 3 年10月28日 文禄 3 年10月吉日 文禄 3 年10月吉日 文禄 3 年10月 文禄 3 年11月 1 日 文禄 3 年11月 6 日 文禄 3 年11月 6日	石川久五郎光元 片桐市正且元 速水甲斐守守久 舟越五郎右衛門景直 舟越五郎右衛門景直 浅野弾正少弼長政 速水甲斐守守久 速水甲斐守守久 速水甲斐守守久	森田家文書* 真上区有文書 霊仙寺文書 葉間家文書* 唐崎区有文書 高槻市役所所蔵文書 農協清水支店所蔵文 郡家区有文書 吉田(芳)家文書	

*印は『高槻市史』第4巻(-)史料編』に収録のもの (注)

戦

い

この役割をはたしたのが太閤検地である。

と年貢負担を専らにする百姓にとどめるかの二つを選ばねばならな

み入れて在地から切り離すか、

あるいは逆に武士化を阻止して耕作

実施されたものと思われる。

るが[『記丸号文書]、検地帳そのものは残っていない。 村の史料に「天王村御検地ハ、天正十九年卯年徳善院様御縄にて、斗代位付」とあることによって確かめう 禄五)年に行なわれている〔体制史の研究』〕。高槻市域のものでは天正期の太閤検地帳はみあたらず、 呼ばれるようになるのは天正十九年末のことであるが、天正期の検地も含めて秀吉の検地を一般に太閤検 かっていないが、 八月から行なわれ、高槻市域にも表一四のように多くの検地帳が残されている。樫田地区のものは現在みつ 実施されたといっても、 と呼んでいる。 太 붬 検 地 豊臣 摂津の太閤検地は天正十一年、同十九年、文禄三年、丹波のそれは天正十五年、慶長元(文 までの期間、 近くの南掛村 (羽柴) 全域にまたがるものであったかどうか確かめられていない。 秀吉は天正十(一五八二) 全国的にくりかえし検地を行なっている。秀吉が関白職を秀次に譲り、 (現亀岡市)に文禄五年九月のものがあるので、樫田地区においてもそのころ 年の清洲会議以後、 摂津全域の本格的な太閤検地は文禄三(一五九四)年 慶長三(一五九八)年の死にい 摂津北端の能勢郡天王 摂津で 太閤 たる 地

作成され、そこには一筆ごとに小字名、 作者を結びつけることで、 次ページに写真掲載した検地帳の中央部を例示すればつぎのようになる。 検地 は田田 畠 屋敷地の面積を測定し、 検地奉行の監督のもとに村ごとに実施された。 田畠屋敷の別とその等級・面積・分米(石高)・名請人が記されている。 その品質を等級づけ、 等級に応じた石盛をして石高を決定し、 検地の結果にもとづいて検地帳が 耕

下畠

壱段六畝廿歩 壱石

与二郎



写258 唐崎村文禄検地帳(唐崎区有文書)

を村々に与えて容積を統一した[元世〇 2]。またここでいう分米 をはかる枡がまちまちであると意味がないので、 反としたのである。長さを一定にすると同時に、従来のように米 まだ三六○歩を一反としていたのが、太閤検地では三○○歩を一 のあたりである。そのころは田よりも畠地が多かったらしい。 畝、 同 下 畠 小字名の 同 上 田 検地の測量は六尺三寸を一間とし、一間平方を一歩、三○歩を 同 下 畠 同 中 畠 中田 下畠 一○畝を一反(段)とした。さきにみた高山右近の検地では 「南かわら」 三畝 八步 五畝 壱畝 三畝十歩 八畝四歩 は現在の唐崎南四丁目の東海道新幹線脇 九斗八升 六升 壱斗八升 浅半 七斗 壱斗六合 五斗六升 孫八郎 弥大夫 新三郎 同 甚 同 同 人 人 人 判形をつけた枡

表15 高槻市域太閤検地の標準斗代 (単位は石)

_	表10 间视时次从间次地下下下(中面16石)										
	村	名	東天川	真上	霊仙寺	柱本	唐崎	富田	服部	郡家	土室
ŧ	负地	奉行	石川	片桐	速水	舟越	舟越	浅野	速水	速水	速水
	F	マ田	_	1.5	_			1.7~1.8	1.55	1.55	
	1	: 田	1.4	1.4	1.4	1.5	1.4	1.5	1.5	1.5	1.4
	4	3 H	1.2	1.2	1.2	1.3	1.2	1.3	1.3	1.3	1.2
긔	-] 구	· H	1.0	1.0	1.0	1.1	1.0	1.0	1.1	1.1	1.0
	1	マ田	(0.7)	0.6	-	1.0	0.8	0.6	0.9	0.9	0.8
	1	:々畠		1.1	-	1.5		1.4	_	_	
	1	: 畠	1.2	1.0	1.0	1.3	1.0	1.3	1.1	1. 1	1.0
H	; #	3 畠	1.0	0.8	0.8	1.2	0.8	1.1	1.0	1.0	0.8
	1	、 畠	0.8	0.6	0.6	1.1	0.6	0.7	0.8	0.8	0.6
	7	「々畠		0.4	0.6	0.8	0.5	_	0.6	0.6	_
	屋	敷	1.2	1. 1	1.2	1.3	1.0	1.2	1.2	1.2	1.2
	卢		1.2	1.1	1.2	1. 3	1.0	1.2	1. 2	1.2	1. 2

て、つぎにみるように生産量にみあうものをあらわすよう

天正検地帳のそれが年貢量をあらわしていたのに対し

に変化している。

検地の石盛とは、検地をした土地のねうち

された太閤検地の標準斗代は表一五のようになっていた。

たものと思われる。

検地 量がなされたのである。一般的にいえば生産力の 進ん だ村 表にあらわれたように、検地奉行によって各村の実情に応じた裁 遅れた村は低くされ、それに何らかの政治的配慮も加えられ 条目の斗代はあくまで基準を示したものであって、実際には は

ている。 村の斗代は一致しているが、霊仙寺・土室より一段高く差をつけ とでは異なっており、速水守久の行なった検地でも服部・ なみの一石五斗である。 も富田は上々田一石七斗ないし一石八斗が設けられて、全般的に 高くされている。そのほかの村は一段低い斗代がついており、上 は、ほぼ検地条目の基準に相当するように思えるが、そのうちで 々田の設けられているのは真上村だけで、それも条目にいう上田 表一五の村々についてみると、 同じ検地奉行が行なった柱本村と唐崎村 柱本・ 富 田 郡家両

は

富

Ш の 町

富田村の斗代が高い点は、

「村」という表現を使ってはいるが、おそらく当時すでに町の 業の発達と関連しているとみられる。 酒造を中心とした商工 服 部 検地帳上で 郡 家 各村 高 Ž る一杯もりそうと Ž そい 七八十十 てるでころう るるまですりまと 灰玉 かいてき たるようい 五城市 不可有人 容上方言 みず 子の今 水さい ちゅうこう をかいろうともろ 教育 智光空 子を

写259 郡家村文禄検地帳(郡家区有文書)

文禄三年富田村の商工業・ 表16 サービス鑑者

サービス架石								
屋号・職種名	名請 人数	屋号・職種名	名請 人数					
あかねや	1	へにや	2					
いちば	6	まるや	2					
いつみや	1	ミすや	3					
おや田や	1	やしゃ	1					
かね	2							
かしゃ	1	おけや	5					
きくや	1	かうしや	1					
こめや	1	かぢや	1					
2 8	1	こんや	1					
千本や	1	さうめんや	2					
たいこや	3	さほや	1					
大 門 屋	1	たんこ	1					
大もんちや	1	とぎや	1					
たこや	1	わたや	1					
つぼや	1							
+ - +	1	かこや	1					
なしゃ	1	かきゆい	1					
ぬしゃ	2	くすし	1					
ひちゃ	1	大 工	1					
ひものや	1	ゆや	1					
ふきゃ	4	39種	60軒					

施設としての旅館を持つ相当規模の門前町に発展していたのであろう。 に千人余りも死者がでていたので、自分たちは僧院外の旅館に宿泊したという[五二0]。そのころすでに常泊 むから途中、「トンダジナイ」(富田寺内)に着いて宿泊することになったが、そこは疫病がはやって短期 ちと対等にわたりあう一大勢力を誇るまでになっている。 建ちならんでしだいに町域をひろげた。一六世紀前半には一向一揆の東摂の拠点の一つとして、国人領主た した。当初は御坊周辺のみの寺内町であったが、その部分は古寺内の名で残り、文禄以前に東北部に新家がした。当初は御坊周辺のみの寺内町であったが、その部分は古寺内の名で残り、文禄以前に東北部に新家が 景観をなしていたであろう。 富田は文明八(一四七六)年蓮如によってひらかれた富田 永禄十二(一五六九)年フロイスが 堺から京都に 坊 (教行寺) から発展

ものをひろってみると、 さわっていると思われる 粋農業外と思われるもの しているもの、つまり純 請けせず屋敷のみ名請け 六○軒のうちで田畠を名 六○軒もみられる。この 表一六のように三九種、 工業・サービス業にたず

文禄三年検地帳から商

削

表17 文禄3年高槻村 の商工業・サービ

	ス業		
Į	敞	種	人数
か	5 1	; P	12
か	ぢ	P	8
ゆ		P	5
ح	き	P	2
志	ょ	· p	1
す	ŧ	P	1
か	5	P	1
< ,		や	1
<i>か</i> ・	: 1 <i>y</i>	いい	1
	32軒		

(注) 中部よし子「城下町高 槻の成立」(魚澄惣 五 郎 編『大名領国と城下町』所 収)より作成

> る。 ビ

サービス業者をみてみると表一七のようで

また、茨木城下の状況が二五種、六○軒

富田

ある。

者に対してはこの特典は適用せず、 護を目的とした掟を出している。 を禁じて営業の自由を保証した上、公事(租税の一種) [の町場としての経済的好条件がととのい、このような経済的好条件が他村より高い斗代をつけさせたので 前節でもふれたが、これより先、 掟はここにみられるような商工業の発展に即応した措置だっ 但此方自拝領之内越候者ハ諸役可為如有来事」[六三]」と記し、 町民の営業を保護しているのである。こうした領主の施策もあって、富 を取りたてないという特典を与えている。 天正十三(一五八五)年には羽柴秀勝が富田に対して保 [市史』]であることとも比較して、『茶木]であることとも比較して、 たのである。 さらに外来 独占的営業

その第一条には

「無座無公事事

りが

らかがえよら。

これは農耕地を持たず商工業・ 方で、零細農民もかなり多い。 一石未満の中には田畠は無高で屋敷のみ登録されているものも含まれており、 〇石余の紅屋 つぎにどのような階層構成になっていたかを名請高の多寡によってみると表一八のようである。 郎右衛門(清水市郎右衛門)をはじめ、四〇石以上の一〇人が一つのグループを形成している サービス業にたずさわっていたものであろう。江戸時代のはじめのころの物 最高二三 あろう。

田

が

一七軒もあり、

農耕とは関係せず商工業

1

ス業を専らとするものがいたことを示して

同じ文禄三年で、近くの高槻城下の商

よると、

り綿密に行なわれている。

にて五割増しにならした」[近世]とあるが、 当時野田村は東天川村のうちにはいっており、

そのようなおおまかなものではなく、 文禄期以後に分村したのであろう。 田の検地

施されたようである。

検地帳は

「東天川村検地帳」となっているが野田地域を含んでおり、

のちの史料では

「高

山

実

検地帳にあたるとかな

Л

東天川

表18 文禄 3 年富田村の階層								
	名	請	高	人数	%			
	100	石以	上	1	0.1			
507	50石以上100石未満				0.7			
40	"	50	"	4	0.6			
35	"	40	//					
30	"	35	"	4	0.6			
25	"	30	// ·	6	0.9			
20	//	25	//	7	1.0			
15	"	20	"	16	2. 3			
10	"	15	//	26	3.8			
9	"	10	//	4	0.6			
8	"	9	//	13	1.9			
7	"	8	<i>"</i>	10	1.5			
6	"	7	//	14	2. 1			
5	"	6	"	14	2. 1			
4	"	5	//	24	3. 5			
3	"	4	"	41	6.0			
2	"	3	"	59	8. 7			
1	"	2	"	168	24. 6			
	1	石未溢	266	39. 0				
		計		682	100.0			

かと思われる。

おそらく

さばきをしており[『宮田史談』]、

富田十人衆というのがあって村

文禄検地帳にみられる上層一○

野田では石川久五郎検地奉行の監督のもとに九月二十九日から翌月五日にかけて (注) 惣作・入作を除く <u>ځ</u> ない 上層部一〇人ぐらいで自治的な 人もこれにつながる人たちでは 村の運営がなされたので

あ

ろ

升、さらに四日には同じ山崎の万右衛門から弐 升を 買い 入れ、 [2-四]。これは山崎桝を使用しているが、いわゆる判形桝より多いか少ないかはわからない。 この検地に際して東天川村では主だったものが検地奉行一行の接待にあたった。 当初八升五合用意した油が足らなくなり、 十月三日には同村又丞の世話 あわせて一斗弐升五合の油を使用している で山 同村弥二郎兵衛の申状に 旧崎の平 右 昼間測量を行 衛 門 か 5 弐

ある。 なった分の整理や晩餐の接待、宿泊などのための灯火に多くの 弥二郎兵衛の申分によると、この費用のほとんどは彼が負担した 行一行の感触をよくするため接待にこれつとめたものとみえる。 使ったのであろう。油代も含めて八石ほどの米が費されたようで 塚の「ひらのや」という店から買っている。 が使われたのであろう。接待には濁酒と清酒が出され、 から相当量の飲み食いが行なわれたのであろう。少しでも検地奉 榾・柴などの燃料まで購入している。野菜類は地元のものを 酒の量はわからないが、その費用が米一石二斗であること **鯵・魬・青箭魚・蛸などの類や、味曽・酢・塩などの調味** 料理のために鯛 油

と表一九のようである。弥二郎兵衛家の屋敷地は庄屋ということ 免除田畠をそれぞれに認めたようである[タニーエイト]。他にも分宿した かもわからないが、右の八名の当時の持高と屋敷地の広さをみる 孫右衛門ら七名の家にも分宿した。そのため検地帳の高付以外の 又三郎や東天川の又兵衛・藤左衛門・与十郎・新二郎・源兵衛 検地役人はこの弥二郎兵衛家に宿泊しているが、ほかに野田 清酒は大 の 鯉 指揮回去八段大刀段振災 生活 工作 ちるナト ちナト 今年五百七七十一元 要 一放 子を合う までですー 上陸者を月うなりろう **大师**字。 ラネル ずず T K イネ を見る

ものである。

写260 東天川村文禄検地帳〔一冊本〕 (森田家文書)

実19 給地役人宿泊の家

313 以他以代出伯马派								
名 請 人	名請高	屋敷地 面 積						
弥二郎兵衛	石 56.198	坪 (7.5)						
又三郎	25. 030	100						
又兵衛	36. 674	126						
藤左衛門	5. 940	117						
与 十 郎	24. 676	72						
新 二 郎	(不明)	(不明)						
源兵衛	33. 727	200						
孫右衛門	25. 196	42						

待や宿泊の世話で奉行から一四石余の免除地をもらったというので[≡部、一七四号文書]、このうちには 屋敷地だったにちがいない。 相続したらしいが、これだけは免除地にならなかったと思われる。おそらく免除地となった屋敷は相当広い で全部免除地になったらしく、 屋敷も含まれており、そのために検地帳上にあらわれないのであろう。表にある七・五坪については、 五四三石、 一つの予想として新二郎は新三郎のまちがいかもしれない。もしそうだとすれば、 「拾五歩 屋敷地は二カ所あわせて二五四坪もあり、 弥二郎兵衛はゝ」とあるので、隠居屋であろう。のちに弥二郎兵衛と弥二郎衛門が半分ずつ また、新二郎は屋敷持ちとしては検地帳にあらわれない。 検地帳上にはあらわれない。 検地役人の宿泊する家としてふさわしい。 別の史料によると弥二郎兵衛家は検地 彼の場合田畠持高二一 軽々しくはいえない の際 膝左衛門

庄 の接

が

帳に

れを整理して、 の家に宿泊しながら、 て高は少ないにしても屋敷地は広い。 以外はいずれも大高持ちであり、屋敷地もおおむね広い。 以来の慣習を一 百姓が他の村の耕地を耕していることが多かった。太閤検地のころそ 当するものである。 村 入 作 挙に改めることはなかなか困難であったらしく、文禄 い 位としての村を確定した。これが現在に残る大字に相 太閤検地で農民の居住を固定化するとともに、行政単 わゆる 従来の耕作権は複雑に入りくんでおり、 約一週間でこの村の検地をおえたのである。 「村切」を行なったといわれる。 検地役人たちはこのような百姓 しかし中世 藤左衛門と ある村

家は 他村入作人がいるということは当然逆の のような有力農民も東天川村へ出作している。 名請けされているのである。 石六斗二升一合は他村からの一三三名の入作人によって 三年東天川検地 いるほどの有力農民の家である[3=-{]。これだけ多くの のちの名寄帳で鵜殿村の大部分を一手に名請けして 東天川村の総高 帳には表二〇のように多数の入作人が _ 四一六石七斗三升のうち三九〇 なかには鵜殿村の五郎兵衛 現象も考え 五郎兵衛

文禄3年東天川村入作人

表20 名請 人数 村 総名請高 名 石 下 38 161.886 萩 庄 30 73.637 安 満 17 53.644 高 槻 13 31.022 前 島 10 25.073 鵜 殿 21.911 8 西天川 10.515 8 冠 3.455 2 野 中 1 1.590 大 塚 1 1.040 不 明 5 6.848 10ヵ村以上 133 390.621

序にはなっていない。 記載順序をみてみると、二冊本の方が村の北部(野田村の北部)からはじまり、南部にむかってほぼ整然と干鳥 九九のようになる。 ふうにたどっているのに対し、 図によると集落の東部を南北に走る桧尾川の東側北半(前島道以北) の 東天川·野田 新 田開発 1世代, 東天川村の文禄検地帳は前掲写真のように二種ある。 ちなみに現在残る小字名と一致する記載範囲を、 他の一つは面積合計一〇〇町歩足らずの二分冊になった写[ユニサト]フ 冊本の方は村の南部 (東天川村の南部) の地域は、 一つは面積合計一二〇町歩余の写一 からはじまって、 天正検地帳も含めて図示すれば図 天正期に耕地として全く把 しかも整然たる順 の二種である。 ₩

らないので今のところ確かめるすべ

はな

れ

東天川・野田両村の百姓も他村へ出作していたであろう。

その状況については対応する検地帳がみあた

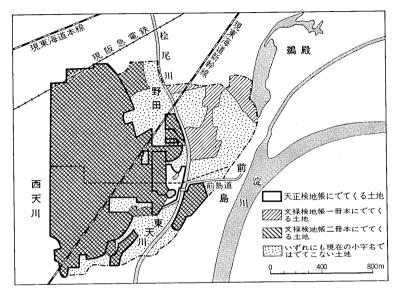


図199天正検地帳・文禄検地帳一冊本・同二冊本記載範囲

- (注1) 東天川・野田ともに文字の個所が集落であるが,
 - (イ) 天正検地帳にある「東天河在所」・「野田在所」
 - (ロ) 文禄検地帳一冊本にある「さとの内」・「すなはた」・「二の坪」
 - (*) 文禄検地帳二冊本にある「さとの内とゐ」・「のたの内」・「二の坪」・「くるすやしき」などがそれぞれ該当するものと思われる。
- (注2) 東天川・野田地域で梨地の部分は、検地帳の小字名と現在の小字名とが 一致しない部分であるが、検地帳にはそれに相当する量の記載があるので それでほとんど埋まるであろう。

地帳ではじめて耕地として登 握されていなかった。 区別 部分とする)の斗代と比較して 桧尾川以東南半及び以西(乙 禄検地帳二冊 斗ずつ下まわっており、 みると、表二一のようで 検地帳にないこと、低斗代で に したわけである。 わ 屋敷が一筆 お (甲部分とする) の斗代を、 いて乙部分より斗代が これによると甲部分は たる特定地域を低斗代で しているのである。 冊本にでてくるその部 村落でかなりの面積 本 P ĸ み あ b 出 文禄検 た かも文 て 天正 ら l 田 15 カゝ

たのである。

の方は一冊にまとめられていたために新田開発の部分も含めて残っ 田畠分」がたまたまみあたらなくなったものかもしれな 禄検地の二冊本も、本来は三分冊になっていたもので別冊の 対象とはならない荒地または原野であったのかもしれない。 た新田地域とみなされる。さきの高山右近の検地の時には、 あることなどの点から、この部分は文禄三年に近い以前に開発され V, また文 検地の 「新開 冊本

東天川村の二種類

表21 の標準斗代

新田開発	この新田開発がどのような農民階層によって行なわれたか を み る と、表二二の よ う で あ
農民な	る。この表は新開部分の名請けをしている農民が、本田畑でどれだけの名請けをした農民で
あったかをあらわ	あったかをあらわしている。これによると新開田畠の名請高の多いものは本田畠でもかなりの高請けをして
いる。新田開発そ	・る。新田開発そのものは大へんな苦労をともなうが、一般に新田の貢租は当初はかからないし、その後も
一定期間低率であ	定期間低率であるから、全体としては新田を持つことは有利である。したがって開発能力さえあれば新田
開発の割り当ては	開発の割り当ては一種の特権であり、大半が持高にほぼ応じた開発となっているのは、大高持が村内で強い
発言権を持ってい	発言権を持っていたことを思わせる。しかし弱小農民に全くチャンスがないかというとそうではなく、本田
畠三石未満の零細	畠三石未満の零細な名請人も新田開発によってかなり高をふやし、より安定的な経営にむかっていることが
らかがえる。 弱小	うかがえる。弱小農民はたとえ自立しても経営が安定しないかぎりたえず没落の危険性を持ち、自立・没落
の循環をくりかえ	の循環をくりかえすことも多かったであろう。この悪循環をたちきる手がかりを新田開発が与えているので

	の保护十八									
等 &	及	甲部分	乙部分							
上日	в	1.3	1. 4							
中日	a	1. 1	1. 2							
下 日	∃ `	0.9	1.0							
下々日	1	0.7	_							
上	3	1. 2	1.2							
中盾	4	1.0	1. 0							
下 釒	3	0.8	0.8							
屋敷	Ý	_	1. 2							

V 戦国動乱と天下統一

表22 文禄3年検地帳にみられる東天川・野田新開農民

名 請 人	新開名請高	左のうち田	左のうち畑	本田畠名 請高	屋敷
左衛門四郎 源 兵 衛門 新 左 二 衛門 甚 左 衛門	石 9. 750 9. 414 8. 645 8. 339 7. 864	石 8. 262 7. 908 7. 974 7. 029 7. 278	石 1. 488 1. 506 . 671 1. 310 . 586	75 13. 932 24. 313 33. 813 6. 785 10. 278	石 . 240 . 800 ② . 880 . 192
又三彦 郎 年 年 兵 兵 年 年 年 十 第 郎 郎 郎 郎 二 郎 二 郎 二 の 十 の り 日 り 日 り 日 り の り の り の り の り の り り り り	7. 780 7. 731 7. 146 7. 129 6. 986	6. 536 7. 731 6. 483 5. 750 6. 894	1. 244 	28. 894 20. 006 31. 721 20. 728 14. 749	. 504 . 600 . 240 — . 336
五郎右衛門 那二郎兵 四郎三十 第三十 天川	6. 087 6. 007 5. 814 5. 597 5. 405	5. 040 4. 038 5. 097 4. 638 4. 365	1. 047 1. 969 . 717 . 959 1. 040	19. 216 50. 191 25. 373 15. 946 19. 271	. 030 . 176 ② 1. 016 . 288
右衛 工厂 門七丞郎郎	4. 671 4. 292 3. 916 3. 472 3. 258	4. 437 3. 554 3. 020 3. 445 3. 258	. 234 . 738 . 896 . 027	20. 525 6. 933 13. 348 21. 558	. 168 . 336 ④ . 924 . 400
喜新 與二 助衛 郎 三 甚 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三	3. 103 2. 924 2. 919 2. 885	3. 103 2. 439 2. 919 2. 672	. 485	18. 745 2. 252 30. 480	. 144
孫 四 郎	2, 510	2.510	-	0.60	_
孫 大 井 衛 井 東 邦 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市	2. 470 2. 462 2. 389 2. 380 2. 304	2. 470 1. 655 2. 389 2. 380 2. 304	. 807 — — —	1. 681 16. 168 — 5. 563	. 382
四郎三郎	2. 123	2. 123	-	12. 969	_
野田 又 二 郎 新右衛門 五郎兵衛	1. 848 1. 742 1. 736	1. 848 1. 742 1. 736		23. 017 2. 740	② .720
野田孫右衛門	1. 636	1. 476	. 160	5. 199	_
- 与三兵衛	1. 577	1.304	. 373	30. 753	. 300
天川 二 与二郎郎 弥二郎 本門 二郎 大夫	1. 560 1. 448 1. 358 1. 313	1. 560 1. 365 1. 305 . 860	. 083 . 053 . 453	3. 744 20. 355 5. 943	. 030

前ページより続く

110								
名請人	新開名請高	左のうち田	左のうち畑	本田畠名 請高	屋敷			
せん五郎 二郎右衛門 彦 四 郎	1. 300 1. 294 1. 225	1.300 1.294 1.225	_ _ _	12. 481 —	. 196			
与 三 郎	1. 195 1. 045	. 686 . 630	. 609 . 415	18. 716 —	. 216			
惣 右 衛 門 弥五郎衛門	1.014 .976	1.014 .624	. 352	9. 966	. 064			
弥 太 郎 弥 三 五郎左衛門	. 956 . 933 . 900	. 900	. 896 . 933	31.550	. 240			
二郎左衛門	.712	. 392	. 320	. 120	 			
野田四郎	. 666	. 378	. 288 . 640	10. 362	. 120			
歩 五 郎 せんしゃう	.600	. 600	. 640	. 266	_			
彦 二 郎 孫 左衛門	. 507 . 446	. 246	. 261 . 446	3, 996	-			
与 三二郎 助	. 419 . 384	. 419 . 384		1. 443	_			
又右衛門 弥 五 郎	. 383	. 383	. 303	12, 535	_			
野田 七 七	. 273	. 273	_	4. 983	_			
源 五 郎 与 左 衛 門 与 三郎大夫	. 248 . 193 . 160	. 248 . 193 . 160		9.476	. 684			
左衛門二郎	. 150	. 150	_	2.344	. 084			
天川 ち 七ま	. 144	. 138	. 144	4. 169	. 560			
さ 新 道 り	. 120	.120	. 112	. 213	_			
道きん小三郎	.090	. 090	. 021	. 153	_			
む 弥二郎大夫	. 082 . 064	.082	. 064		_			
	11	!	1					
物作	3, 374	3. 374		天川. 873 野田. 512	_			
道場分惣中 さふろめん惣作	4. 849 . 954	4.849			_			
		l	<u> </u>	1	ļ			

⁽注1) 入作人と思われるものは除外している。

⁽注2) 屋敷中○内の数字は筆数をあらわす。

表23 文禄 3 年東天川村検地帳名請人階層

	名	請	高	二f	冊本	%	— f	本	%
	507	5以」	:	1	(1)	1.1	1	(1)	0.9
307	5以_	上507	5未満	5	(5)	5.6	8	(8)	7.1
25	"	30	"	2	(2)	2. 2	5	(3)	4.4
20	//	25	//	7	(5)	7.9	7	(6)	6.2
15	"	20	"	7	(6)	7.9	7	(5)	6.2
10	//	15	"	10	(6)	11.2	7	(6)	6.2
9	"	10	//	2	(1)	2. 2	1		0.9
8	"	9	//	1		1.1	1		0.9
7	//	8	"	2	(2)	2.2	4	(2)	3.5
6	"	7	//	3	(2)	3. 4	2		1.8
5	//	6	"	4	(1)	4.5	4	(1)	3.5
4	"	5	//	3	(2)	3.4	5	(2)	4.4
3	"	4	"	2		2. 2	2		1.8
2	"	3	//	8	(1)	9.0	9	(1)	8.0
1	"	2	"	11		12.4	17		15.0
	1 7	石未溢	崩	21	(3)	23.6	33	(2)	29. 2
	合		計	89	(37)	100.0	113	(37)	100.0

寺・惣作・入作人は除いている。 (注1) (注2) 括弧内は屋敷持ちの人数である。

たことによってどのように変化したか

くらい高請けしていたかをあらわし、 冊本によるそれは新田開発を行なっ

ば、 ていることがわかる。 て漸次経営を拡大していることと、二 をあらわしている。 未満層が新田 一〇石以上の上層農が新田によっ によって大幅に増加し 両 新田開発が小百 者の差をみれ

石

冊本による階層表は当時本田畠をどの 階層をみると表二三のようである。二 ものであった。 東天川 野田両村をあわせた当時

立の方向をたどることにも意味をもつ

ある。 開発権を分けられたのかもしれない。 代にはおそらく有力農民のもとに隷属していた被官百姓や下人であったのが、 って一人前の百姓として検地帳上に登場したことをあらわしている。 また、 本田 島で名請けが全くない この期の新田開発は隷属的な農民がわずかの土地でも耕作権を得て独 のに 新 畄 畠の名請けをしている農民が二四名もみられる。 この時も有力農民から恩恵的に一部 新田開発に参加することによ これ は前

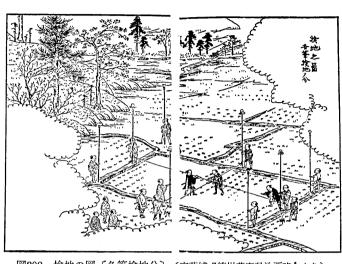


図200 検地の図 [各筆検地分] (安藤博『徳川幕府県治要略』

主権力によって体制的に認められるということである。

が少なかろうとも、

新たに封建的地代の負担者として領

に検地帳名請人になるということは、たとえその名請高 は二石未満の高請をしている農民が増加している。 する農民だけが検地帳にのせられた。

また太閤検地帳

新た

中間 あっ 民の増加は、 めである。 石未満の零細な農民であった。このような零細な高請農 であり、 その意味では、 つての隷属的下人の立場にくらべれば一 に介在していた土豪や有力農民の得分を否定し、 た隷属的小農民をも領主が直接把握しようとしたた 富田村 東天川村(表二三)で は 四四パ 天正検地帳にすでにその傾向はみられたが、 (表一八)では六三パーセント余が二石未満 前代に土豪や有力農民の陰に隠れた存在で 過酷な年貢負担が待っていようとも、 歩前進といえよ ーセント余が一 彼

姓の輩出を招来させたのである。 太閤検地帳には天正検地帳にあったよう

太

閤検地

分

離

な分付主がなくなって、

専ら耕作に従事

民と同様もっぱら耕作に従事する高請農民に枠づけしたのである。こうして高請農民となった中世以来の有 力農民の中には、 らの一部を家臣として在地から、 近世で村政を担当する庄屋・村役人となったものが多い。富田の十人衆や東天川村の弥二 換言すれば農業経営から切り離すかたわら、残る多くの有力農民を他の農

郎兵衛家などがそれである。

その必要をみたしたのが土地と農民が結びついて生ずる経済力を客観的に把握するための石高制であり、 何らかの基準が必要となる。 となった。こうして太閤検地は兵農分離と石高制を生み、近世封建社会(幕藩体制)への道を開いたのである。 の石高制はその後の大名の知行・軍役賦課・年貢賦課など、政治的・経済的・社会的なあらゆる面での基準 こうして武士が在地を離れ、農業経営に直接タッチしなくなると、農民の剰余労働を正確に手に入れるために なくなったと同時に、中世土一揆のような武器をもって支配階級と闘う農民闘争は非常にしにくくなった。 は、人夫として動員されることはあっても、かつてのような直接戦闘要員として戦闘にかりだされることは 行された。おそらくこの地域でも刀・弓・槍・鉄砲の類は没収され、検地帳によって土地に固定された農民 たものであった。これと平行して天正十六(一五八八)年以来、軍事力を武士が独占するための刀狩政策が実 太閤検地はこのように武士は武士、農民は農民として固定する、 日常は、恣意的搾取や地域の実情をつかんだ搾取が困難となったからである。 いわゆる兵農分離を目的として実施され